

教職大学院認証評価
自己評価書

令和7年6月

鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻

目 次

I	教職大学院の現況	1
II	教職大学院の目的	1
III	教職大学院の3つのポリシー	2
IV	前回評価からの状況・経緯	4
V	教職大学院の強み、特長	4
VI	前回評価の指摘事項の対応状況	5
VII	基準ごとの自己評価	
	基準領域1 学生の受入れ	6
	基準領域2 教育の課程と方法	9
	基準領域3 学習成果	21
	基準領域4 教育委員会等との連携	25
	基準領域5 学生支援と教育研究環境	27
	基準領域6 教育研究実施組織	34
	基準領域7 点検評価と情報公表	40
VIII	法令要件事項の確認	42

I 教職大学院の現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名： 鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻
- (2) 所在地： 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号
- (3) 設置年度、直近の改組等年度： 設置年度 平成29年度、 直近の改組等年度 令和3年度
- (4) 入学定員数（令和7年5月1日現在） 入学定員数 20名

II 教職大学院の目的

本学教職大学院は、以下の規定に基づき設置している。

鹿児島大学大学院学則（抄）

（大学院の目的）

第2条 大学院は、鹿児島大学憲章の下に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

2 専門職大学院は、鹿児島大学憲章の下に、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（研究科）

第4条 大学院に次の研究科及び課程を置く。

教育学研究科 専門職学位課程

（専門職学位課程）

第9条 臨床心理学研究科の課程は、臨床心理士としての個別支援、集団支援、地域支援及び危機介入支援等の高い臨床心理実践能力を培うものとする。

2 教育学研究科の専門職学位課程（教職大学院）は、学校教育の現状や課題を俯瞰・分析できる資質と、地域の特性を活かしてそれらの課題を具体的に解決するための実践力を養成し、省察を繰り返しながら、他者と協働して活躍できる高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成するものとする。

鹿児島大学大学院教育学研究科規則（抄）

（専攻）

第2条 研究科に次の専攻を置く。

学校教育実践高度化専攻

（目的）

第2条の2 学校教育実践高度化専攻は、学校教育の現状や課題を俯瞰・分析できる資質及び地域の特性を活かしてそれらの課題を具体的に解決するための実践力を養成し、省察を繰り返しながら、他者と協働して活躍できる高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成することを目的とする。

Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー

本学の教職大学院では、以下の3ポリシーを策定している。

(1) ディプロマ・ポリシー (令和元年12月17日改訂)

本専攻では、全学の学位授与の方針及び教育学研究科の教育目標に鑑み、以下に挙げる能力を身につけた者に専門職の学位を授与する。

- ・学校教員に求められる職務を責任感と倫理観をもつて的確に実践できる能力
- ・学校の教育課題に対し、学校の一員として協働して取り組み対応できる能力
- ・自らの実践を理論に基づいて省察できる能力
- ・アクティブ・ラーニングの視点から授業改善やカリキュラム・マネジメントを考えることができる能力
- ・学校教育に係る課題を設定し、解決のための方策を探究できる能力

(2) カリキュラム・ポリシー (令和3年11月16日改訂)

本専攻のカリキュラム・ポリシーの構成

1. 進学から学位取得に至るまで系統性のある教育課程の編成
2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施
3. 厳格な成績評価の実現

の3種類からなる。

1. 進学から学位取得に至るまで系統性のある教育課程の編成

将来、学校において指導的役割を担うことのできる深い学識、卓越した「省察する力」「コミュニケーション力」などの能力、及び責任感と倫理観をもった高度専門職業人としての教師を育成するため、系統的・横断的で、授業科目相互の有機的連関を図るカリキュラムを、以下のように編成する。

- ① 教師の専門業務に必要な学術的知見や実践的知見を体系的に学ぶことのできる5領域（教育課程の編成・実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導・教育相談に関する領域、学級・学校経営に関する領域、学校教育と教員のあり方に関する領域）から成る「共通科目」を編成する。
- ② 附属学校園及び学外の学校や関係機関との連携のもと、地域における特色ある教育活動や経営活動、連携の実際について学ぶとともに、自校や実習校において探究課題に係る実践や検証を進めることのできる「実習科目」を編成する。
- ③ 「共通科目」「実習科目」「選択科目」における学びを省察しつつ統合し、自己の課題や学校・地域の教育課題、現代的な教育課題等に係る解決の方策を探究することをねらいとする「省察科目」を編成する。
- ④ 個々の学生の問題意識や関心に沿って課題探究を進めることができるよう、3つの履修プログラム（「教科教育（教授－学習）研究プログラム」「学校研究プログラム」「特別支援教育プログラム」）ごとに体系化した「選択科目」を編成する。

2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力育成という理念のもと、各科目で教育・学修目標を明確に定め、これらの目標を達成するための最適な教育方法を工夫、考案し、実践する。

3. 厳格な成績評価の実現

各科目で明確に定めた教育・学修目標、教育方法と一体化した評価基準を作成し、適正な成績の評価を行う。

(3) アドミッション・ポリシー (令和3年7月20日改訂)

1. 求める人材像

教育学研究科学校教育実践高度化専攻では、次のような人材の入学を期待しています。

- ・ 学士としての確かな基礎学力と教職における基本的な知識・技能を有し、教育職員一種免許状を有している人、または取得見込みの人
- ・ 教師としての明確な問題意識・関心を持ち、幅広い教養と柔軟な思考力を持つ人
- ・ 教職実践力を高める上で必要な、「コミュニケーション力」「指導力」「協働力」を有している人

2. 入学前に身につけておいて欲しいこと

- ・ 学士レベルの基礎学力と教職における基本的な知識や技能
- ・ 教職や学校現場の諸課題に関心を持ち、多様な観点から考えられる力
- ・ 様々な他者とコミュニケーションをしたり、協働したりできる力

3. 入学者選抜の基本方針

入学者選抜に際しては、求める人材像のうち、学士としての確かな基礎学力と教職における基本的な知識・技能、及び教師としての明確な問題意識・関心、幅広い教養と柔軟な思考力については、小論文及び口述試験により判定します。また、教職実践力を高める上で必要な、「コミュニケーション力」「指導力」「協働力」については、口述試験により判定します。

IV 前回評価からの状況・経緯

前回評価(令和2年度)からの状況については、まず令和3年度に教育学研究科の改組を行い、それまで、教育実践総合専攻(修士課程)と学校教育実践高度化専攻(教職大学院)の2専攻制であったものを、学校教育実践高度化専攻(教職大学院)に一本化することとした。背景として、教職大学院の設置により鹿児島県教育委員会推薦により派遣される現職教員学生の大半が修士課程ではなく教職大学院に入学するようになったこと、開設当初の教育課程においては特別支援教育や各教科の指導法などに関する領域の教育・研究については十分に対応できていなかったことがあり、教育実践総合専攻(修士課程)については令和2年度で学生募集(入学定員:22名)を停止し、学校教育実践高度化専攻(教職大学院)の入学を定員16名から20名へと増員した。

改組にあたっては、本教職大学院の理念に基づき、一専攻にて現職教員学生と学部卒学生がともに学ぶという仕組みは維持しつつ、それまで修士課程が担っていた特別支援教育や各教科の指導法に係る教員養成の高度化機能を教職大学院に移すこととした。特別支援学校教諭の専修免許状を教職大学院において取得できるよう科目を整備するとともに、共通科目5領域の特別支援教育に係る科目は当該免許状を有しない学生も履修可能とし、幅広く特別支援教育の学びを展開できるようにした。実習科目も特別支援教育に係る「高度化実践実習」「重点領域実践実習」「開発実践実習」の科目を新設した。このほか、多様な学生の関心や探究テーマに応じることのできるよう、「教科教育(教授-学習)研究」「学校研究」「特別支援教育」という3つの領域の履修プログラムを設置し、個々のプログラムに対応する選択科目群を整備した。

教員の指導体制についても、特別支援教育や各教科の指導法に関する領域を専門とする学部籍の教員も教職大学院の担当教員(専任教員)として新設科目と2年次の「教職課題研究Ⅱ」の担当とし、個々の学生の成果報告書の作成に向けた探究を指導する指導チームにも加われるようにした。

V 教職大学院の強み、特長

本教職大学院の強みと特長は、以下の3点に整理できる。

1) 同一課程内での現職教員学生と学部卒学生との共修

本教職大学院は開設以来、現職教員学生と学部卒学生が同じ専攻の一つの課程で、共に学び合える履修体制をとっている。現代的な教育課題や学校・地域の教育課題の解決に向けて、協働的かつ効果的に組織・運営することのできる教員の養成を図ることをねらいとしている。

2) 地域の教育課題解決に向けた多様な実習科目の展開

広範な県域を持つ鹿児島県において教職大学院の持つリソースを地域の教育課題解決に活用し、学生の学びを学校や実習の連携校に波及させるという意図のもと、多様な学校環境のもとそこで学ぶ児童・生徒の実態を踏まえた実践を行うことができるよう、特色ある教育活動を展開している様々な学校での実習を組織している。

3) 修了生支援事業を軸とした地域の教育課題解決に向けた協働・支援の試み

平成30年度より始めた、鹿児島という地域に根ざし、鹿児島の教育の特色を活かして、鹿児島の教育の課題に取り組む「学校サポートプロジェクト」事業(令和2年度文部科学省グッドプラクティス)を継承し、本学大学院の修了生、及び修了生の在籍する学校を中心に、教育相談や教育研究への指導・助言、校内研修の企画・実施への助言や協力などを進め、地域の教育課題解決に向けた協働・支援の試みを継続している。

VI 前回評価の指摘事項の対応状況

<p>(旧) 基準 1-2</p>	<p>指摘事項：令和3年度から課題研究にも関わる「選択科目」の分野を現行の3つの分野から、「各教科の教科教育（教授—学習）研究」に係る科目群や「特別支援教育」に係る科目群を整備し、「学校研究」の科目群と併せて、3つのプログラムに再編することを踏まえ、学習の積み重ねを3つのポリシーにどのように反映するのか検討する必要があると考える。</p>
<p>改善等の状況：令和3年度からの改組を踏まえ、3ポリシーについて検討を行った。設置の趣旨を生かしてディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーについては現状を維持する一方、教育課程は学生の多様な学修ニーズに応える「教科教育（教授—学習）研究」「特別支援教育」「学校研究」の3プログラムを構築することから、カリキュラム・ポリシーについては、教職大学院が育成を図る資質能力との関係で個々の科目群設定の趣旨を明確にするよう改訂した。</p>	
<p>(旧) 基準 3-3</p>	<p>指摘事項：当該大学院の実習において特徴となるのは、教育課程を通して、現職教員学生と学部卒学生が共に学び、現職教員学生はメンターあるいはロールモデルとして、学部卒学生はメンティーとして、メンタリング関係を構築することを目指していることにある。「高度化実践実習Ⅰ」、「高度化実践実習Ⅱ」、「開発実践実習Ⅱ」ではそのメンタリング関係を基盤として実習が進められている。現職教員学生にとっては、今後学校において期待されるミドルリーダーとしての役割について習得するよい機会となっており、学部卒学生にとっても、現職教員学生が実習校にいて、大きな支援を得ることができていることが、訪問調査においても確認できた。しかしながら、この実習方式には、現職教員学生と学部卒学生とのペアリングが成立しなかった場合、現職教員学生の若手支援力の育成及び学部卒学生にとっての校内支援をどのように図るのか、現任校における学部卒学生の実習に関わる調整などの困難度が高い場合の現職教員学生への支援などはだれが、どのように行うのか、といった検討を要する課題がある。学部卒学生の授業担当時間数の大きな差異についても、この実習体制及びその課題に起因するところが大きいと考える。</p>
<p>改善等の状況：「高度化実践実習Ⅰ」、「高度化実践実習Ⅱ」、「開発実践実習Ⅱ」における学部卒学生と現職教員学生のマッチングについては、中学校や高等学校の教科のマッチングが困難な場合、1年次の実習においては附属学校の教科部のサポートに入り学びを得られるようにしている。2年次については、実習校の選定の段階で、近隣の学校で教科のマッチする本学修了生が勤務する学校や、本学の元実務家教員が管理職を担っている学校などへの配置を進めることで、修了後1年目や2年目ではあるが現職教員学生の若手支援力の育成の機会を設けたり、学部卒学生の授業担当時間数の差異を縮小したりできるよう対応を試みている。</p>	
<p>(旧) 基準 6-1</p>	<p>指摘事項：ただし、女性教員はみなし専任の2人のみである。今後の改善が望まれる。</p>
<p>改善等の状況：令和3年度における改組に伴い、特別支援教育プログラムを担当する研究者教員の1名が女性（教授）、令和6年度には、同じく特別支援教育プログラムを担当する実務家の特任教授（専任）が女性となった。（令和7年度からは男性の特任教授となっている。）さらに改組に伴い共通科目・選択科目の科目数を増やし、これらの科目を担当する教員にも女性教員（学部を主に担当する教員）が1名いる。現状としては、女性の専任教員は2名、みなし教員は1名となり、以前よりも改善されていると考えている。</p>	

VII 基準ごとの自己評価

基準領域 1 学生の受入れ

基準 1-1

- アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

観点 1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、カリキュラム・ポリシーに示しているように「進学から学位取得に至るまで系統性のある教育課程の編成」、「目的・目標に応じた方法による教育の実施」という方針のもとで教育を行っている(資料 1)。

(1) 3種類の学修プログラムの設定

この方針に基づき、本教職大学院では、3種類の履修コースを学修プログラムという名称で設定している。具体的な名称は「教科教育(教授-学習)研究プログラム」、「学校研究プログラム」、「特別支援教育プログラム」である。教科教育研究プログラムは主として教科の指導方法について、学校研究プログラムは主として学級経営、学校経営、いじめ・不登校、教師の専門性について、特別支援教育プログラムは特別支援教育や発達障害について、それぞれ学びを深めていく。

(2) 長期在学履修制度(小学校教員免許取得プログラム)の設定

本教職大学院では、中学校または高等学校の教員免許状取得者が本教職大学院に在学しながら、小学校の教員免許状を取得できる「長期在学履修(小学校教員免許取得プログラム)」制度を設けている。この制度の修業年限は3年間であり、対象者は学部卒の入学者である。鹿児島県教育委員会推薦の現職教員学生は履修できない。この制度によって、中学校、高等学校の教員免許を持ちながらも小学校免許の取得を希望する学生に対しても門戸を広げている。

(3) 特徴的な授業の設定

本教職大学院独自の特徴的な授業としては「鹿児島における学校教育と教員のあり方」「次世代型教育コンテンツの開発Ⅰ・Ⅱ」が挙げられる。「鹿児島における学校教育と教員のあり方」は離島・へき地を多く抱える鹿児島県の教育の実情を理解することを目指した授業である。また「次世代型教育コンテンツの開発Ⅰ・Ⅱ」はGIGAスクール構想に対応した授業である。このように本教職大学院では、コース設定及び開講授業は学生のニーズを重視した内容となっている。

上述のように、本教職大学院は、学生が自身の目的、目標に合わせてプログラムを履修し、系統的に専門的な知識と技術を取得することを目指したコース(プログラム)設定を行っている。そのため、学生にとっては、自発的、主体的に自らの学びを深めていくことができる。

《必要な資料・データ等》

資料 1 令和 7 年度 学校教育実践高度化専攻 履修案内

観点 1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

入試方法は、現職教員学生及び学部卒学生の別なく、小論文及び口述試験を課し、入学希望者の資質と能力を多面的に総合評価している。出願の際には、一般的な出願書類に加えて、「教職大学院で探究したい課題及びそ

の理由」を記した「学修計画書」を提出させることで、事前に個々の出願者の問題意識や関心の把握にも努めている。

入試科目の「小論文」に関しては、アドミッション・ポリシーに掲げた3点のうち、特に「学士としての確かな基礎学力と教職における基本的な知識・技能を有し」ていることや「教師としての明確な問題意識・関心を持ち、幅広い教養と柔軟な思考力を持つ」ことという2点を踏まえるとともに、特定の学術領域や教科の領域に偏ることのないよう、今日的な教育課題に関する問題を出題し、受験者の職歴や経験に関わらず、課題に係る問題意識や基礎的な知識、さらには論理的な思考力・表現力を評価することとしている。「口述試験」に関しては、アドミッション・ポリシーにおける「教職実践力を高める上で必要な『コミュニケーション力』『指導力』『協働力』を有している」ことという点を踏まえ、「学修計画書」の記載内容に係る説明を求めたり質疑を行ったりするほか、計画している探究内容を学校において実践する場合に求められる、リーダーシップや協働性についても尋ねることとしている。

学生の受入れにおいては、まず、「学生募集要項」において、可否の判定基準として、合計得点による順位付けと、総得点が同点の場合の順位付けの判断基準を明示している（資料2）。「小論文」においては、受験者の職歴や経験、特定の学術領域や教科の領域の専攻者に有利になることのないよう、今日的な教育課題に関する問題を偏りなく出題している。「口述試験」においては、研究者教員と実務家教員の双方を含む複数の面接員による採点を実施している。また、口述試験での回答や、説明が求められる「学修計画書」の内容は出願者によって異なるため、出願者個々の口述内容を共通に評価することのできる一般的な評価指標ルーブリックを作成し、それらを採点に用いる採点シートに組み込んで明示することで、口述試験の複数の採点者が、共通の評価指標に沿った採点ができるようにしている。

《必要な資料・データ等》

資料2 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻 令和8年度 入学学生募集要項

観点1-1-3 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

入学者数確保のために、毎年、年間最大4回の入試を計画しており、実施時期は10月、12月、2月、3月である（前掲資料2には3回目までしか記載していないが、入学定員充足状況によっては4回目を実施）。入学定員の調整（不足及び超過）については、入学定員を充足した段階で入試を終了するという形で対応しており、その旨は募集の段階で告知している。前回までの入試で定員が不足した場合は、次回の入試を実施している。

本教職大学院の存在や魅力を周知するために、現職教員学生については鹿兒島県教育委員会及び各自治体の教育長会議を通して各小中高等学校に対して、学部卒学生については国公立大学や近隣私立大学を中心とした60校に対して募集要項公開の告知やポスターやリーフレットの送付を行っている。リーフレットは、本教職大学院の特徴や教育課程の全体像のみならず、修了生・在学生の体験談を記載し、院生の生の声を届けている（資料3）。

その他には、進学説明会を年間5回開催しており（資料4）、オンライン方式で実施することにより離島へき地からも参加可能であるとともに、前半は教職大学院全体の説明、後半は個人相談会という2部構成にすることによりそれぞれの参加者のニーズに合致するよう工夫している。

例年は以上の取り組みを行い、過去5年間においては凡そ定員の9割を充足できていたが、令和7年度入試においては、入学定員20人に対し入学者は13人（現職8人、学部卒5人）となった。そのため、以下のような追加の取り組みを進めている。すなわち、①県内・隣接県の他大学5校（鹿児島国際大学・鹿児島純心大学・志学館大学・第一工科大学・南九州大学）の進路支援センター教員や教務担当職員等への訪問による広報活動、②学内におけるポスター及びリーフレット配布場所の増設、③大学院ウェブサイトの入試案内ページにおける掲載情報の拡充、④教職大学院を紹介するリーフレットの内容拡充、⑤教職大学院の活動を伝える隔月発行のニュースレターの開始（資料5）、⑥オンライン入試説明会の広報拡充、⑦オープンクラス（授業見学）期間の日常化（以前は年間4回）、⑧日本学生支援機構の奨学金返済免除制度の啓発、⑨教育事務所や鹿児島県教育委員会、公立学校等への訪問による広報活動をさらに強化する計画の策定、⑩修了生を通じての魅力発信等に着手している。

《必要な資料・データ等》

前掲資料2 鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻 令和8年度 入学学生募集要項

資料3 教職大学院リーフレット

資料4 進学説明会ポスター

資料5 教職大学院ニュースレター

（基準の達成状況についての自己評価：B）

本教職大学院では、3種類の学修プログラムや長期在学履修制度、特徴的な授業の設定により、学生が自身の目的、目標にあわせてプログラムを履修できるよう設計され適切に運営されている。

入試科目を構成する小論文と口述試験については、アドミッション・ポリシーを踏まえつつ、特定の学術領域や教科の領域に偏ることのないよう今日的な教育課題に関する問題を出題し、受験者の職歴や経験に関わらず、課題に係る問題意識や基礎的な知識、さらには論理的な思考力・表現力を評価している。さらに、学生募集要項において合否の判定基準等について明示しており、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保している。

また、入学者数確保のために、年間最大4回の入試を計画しており、ポスターやリーフレットで広報を行うとともに、オンライン進学説明会を年間5回開催している。また、令和7年度の入学者急減に対しては、近隣他大学や教育委員会等へ訪問による広報活動の強化や大学院ウェブサイトの入試案内ページにおける掲載情報の拡充、ニュースレターの創刊、オープンクラス期間の日常化等に取り組んでいる。

以上のことから、本基準を達成していると判断できる。

基準領域 2 教育の課程と方法**基準 2-1**

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

観点 2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点到る取組・改善等の状況]

(1) 個人の探究課題の指導時間帯を組み込んだ教育課程の編成

本教職大学院の院生は個人研究テーマである探究課題に取り組む。本教職大学院の特徴として、この探究課題に取り組むための授業を教育課程の中に正式な時間割として、教職課題研究 I（1 年次）・II（2 年次）及び特別支援教育教職課題研究 I（1 年次）・II（2 年次）という名称で組み入れている点を挙げることができる。

この授業では各院生が探究課題を発表し、教員と院生が相互にディスカッションするという形態をとる。

この授業のねらいは、教員側にとっては各院生の探究課題の進捗を把握できる点にあり、院生にとっては自らの研究のペースメーカーになり得るところにある。

(2) 個人の探究課題に向けた指導チームの編成

探究課題題目の調査を年間 3 回実施しているところも大きな特徴である。実施時期は 6 月、10 月、12 月になる。探究課題題目の調査を複数回実施することで、院生自身も自分の研究テーマを省察する機会が増える。

年間 3 回実施する探究課題題目の調査に基づき、院生の探究課題テーマをグルーピングし、同じ研究内容を一つのチームとして指導チームを編成する。年間 3 回の探究課題題目の調査及び指導チームの編成を行うことで、院生の研究テーマに合致した指導体制を組むことが可能になる。

(3) 大学院主担当教員と学部主担当教員の協同での指導体制

特に 3 回目の探究課題題目の調査の際には、大学院主担当の教員以外に学部主担当の教員からの指導を要望するかどうかの質問を実施している。この質問に対して「指導を要望する」と回答した院生に対しては、学部主担当の教員に指導を依頼している。現状では「教科教育研究プログラム」を履修する院生は、ほぼ全員が学部主担当で教科指導法を専門とする教員からの指導を望み、実際に指導を受けている。

《必要な資料・データ等》

資料 6 3 回目指導チームの編成一覧表

資料 7 3 回目探究課題アンケート調査票

観点 2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

[観点到る取組・改善等の状況]

体系的な教育課程編成を図るため「課題研究」科目である「教職課題研究」「特別支援教育教職課題研究」を核に、共通科目、専門科目、実習科目を関連させる科目編成を行なっている。例えば、附属学校で行う「高度化実践実習」では学部卒学生が探究課題に沿った授業実践を行う。その際の授業の開発は「共通科目」の授業内で行うことができ、開発した授業を実習で実践する。開発の理論的フレームは「選択科目」の各教科の指導法で学んだ内容を活用する場合もある。授業実践については現職教員学生を中心に授業研究を組織する。その際も、授

業研究の理論や実践を扱う「選択科目」で学んだ手法を活用している。これらの科目を同時期に配置することで科目間の有機的関連を生み出す工夫をしている。

また、これらの科目の系統性については、学修する学生にも意識させる必要があることから、「課題研究」の履修過程において、「関心関連マップ」と「探究課題シート」を作成させている。

(1) 関心関連マップの作成

各科目と実習、探究課題を繋げるための活動として「関心関連マップ」の作成を1年次に複数回実施している。「関心関連マップ」とは、教職大学院での学修を通して目指す姿や身につけるべき資質能力、各授業科目及び実習との関係性を学生自らがマッピングする図である。図のひな型と例を資料8と資料9に示す。図は3重の円で構成されており、中心から「教師像・学校像」「身に付けたい資質・能力」「身に付けたい知識」の層になっている。この各層に自らの目指す姿、資質能力のキーワード、関連する授業科目、実習科目を位置付ける。この関心関連マップは1年次の初めに作成し、学修が進むにつれさらに2回の作成・修正を行う。

関心関連マップを作成する目的と効果は以下の諸点にある。第一に、教職大学院での教育課程の全体像を俯瞰的、大局的に把握することができる。その結果、教職大学院での自らの学びが教育課程全体のどこに位置づけられているかを自覚化できる。また単位の履修計画及び学修計画の確認と振り返りにも役立つ。第二に、上記の三種類の各層と開設授業科目を繋げることによって、各開設科目が自分の目的と目標にとってどのような意味と位置づけもっているかが明確になる。第三に、関心関連マップを年間複数回作成することで図の内容が変化する。この変化を見取ることによって院生は自らの興味と関心の変容、学びによる成長を実感できる。

関心関連マップは回数を経るごとに構造化され、複雑化されていることがわかる。院生は自らの学びにとって重要性が高い授業科目あるいは必要な授業科目の明確化がなされていることを見取ることができる。

(2) 探究課題シートの作成

学生は2年間にわたる自身の探究課題を明確化するため探究課題シートを作成するが、シート内に「授業や文献からの学び」「実習からの学び」という欄を設けることで、授業や実習と探究課題とのつながりを自覚化できるようにしている。探究課題シートは年間を通して、3種のサブ・シート（構想・具体化・展開の順）をそれぞれ複数回作成するが、作成の回数を経るごとに内容が精緻化できるようになっている。

《必要な資料・データ等》

資料8 関心関連マップの雛形

資料9 関心関連マップの例

資料10 探究課題構想シート（準備編）

観点2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないためにどのような方策をとっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 開設科目の編成上の工夫

本教職大学院では3種類の学修プログラムを設けている。この中の学校研究プログラムは、学校組織のあり方を包括的に学ぶ内容になっている。このプログラムは、学校経営、学級経営、教師の専門性、授業研究、いじめ・不登校への対応といった授業編成になっており、特定の学問分野に特化することなく、学校教育における実用的、実務的な視点を幅広く取り入れた内容になっている。

(2) 指導チームの編成上の工夫

探究課題を指導する際に編成している指導チームの教員の組み合わせを工夫している。一つの指導チームには必ず研究者教員と実務家教員が入るように編成している。実務家教員には、院生の研究内容が学術的な内容に偏向しないように、文部科学省からの提言、学校場面での必要性、活用可能性、活用方法という実用的な面からの指導を行ってもらっている。

(3) ミドルリーダーの育成という教育目標

本教職大学院の理念の一つにミドルリーダーの養成を挙げることができる。本教職大学院の修了生が職場である学校においてミドルリーダーとして、学校組織の中核として活躍できる資質、能力を身に付けることを目指している。そのためには、特定の学問分野に特化した研究上の興味と力量ではなく、学校組織を俯瞰し、管理者としての立場から組織作り、人材育成の意識と力量を身に付けてもらうことを目指している。

このような立場から、本教職大学院の修了生には学校場面での実際的な課題やトラブルを処理する力、同僚、児童生徒、保護者への対応力、学級集団を育てる力と学校組織を構築する力という学校場面で通用する力量の育成を常に意識した指導を行っている。

(4) すべての教師に求められる普遍的な力量という視点からの授業の設置

教師に必要とされる普遍的な力量とは何か、という視点から開講する授業内容を考えている。特定の分野に特化した授業のみではなく、すべての教師に求められる普遍的な力量とは何か、という視点で授業内容を構築している。たとえば情報、地域性、次世代型コンテンツ、学校臨床、特別支援教育といった分野横断的で教師としての土台となる内容の授業科目を開講している。こうした普遍性を持ち、教師としての基礎的土台を構築する授業内容を履修することによって、院生はどのような課題にも対応可能な力量と自信を身に付けることができる。

《必要な資料・データ等》

資料11 「学校経営と組織マネジメント」シラバス

(基準の達成状況についての自己評価：A)

各院生の研究テーマである探究課題の内容は、一定の水準を保持している。研究成果最終発表後の院生の満足度も高い。これらのことから複数の教員から成るチーム編成に基づく継続的で定期的な指導は功を奏していると判断した。

関心相関マップ及び探究課題展開シートの試みは、院生が授業全体を俯瞰し、自らの学びの目標及び探究課題の構築に各授業をどのように位置づけていけばよいのかを明確化できるツールとなっている。回数を重ねるごとに内容が精緻化されており、この取組は効果を上げていると考えられる。

偏りのないバランスの取れた、すべての教師に必要な、教師としての土台を構築する授業科目の開設という面では、十分評価できる。

以上のことからカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成に関する基準は十分に達成していると判断できる。

基準 2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

観点 2-2-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 研究者教員と実務家教員との指導上の役割分担の明確化

研究者教員と実務家教員が必ず共同で一つの授業を担当する。役割分担は、研究者教員は理論面を担当し、実務家教員は実用面、活用面を担当する。このような体制により、現職教員学生は実践の理論的根拠を学び、学部卒学生は理論の学校現場での活用を学ぶことができる。

さらに実務家教員は、管理職と教育行政の視点を授業に積極的に取り入れている。この点はミドルリーダーの養成という本教職大学院の趣旨に合致する。

(2) 学校場面での活用を念頭に置いた授業形態

教科等の指導方法に関する授業「教材研究、指導方法、評価に関する実践的課題とその改善」では、院生が特定教科の単元指導計画を立てる。この授業で立案した指導計画は、院生が教壇に立った時に実際に活用できる。また「学校経営と組織マネジメント」という授業では、PTAの企画、実演を行っている。

こうした実践的な活動を授業に導入することによって、学部卒学生は現場の疑似体験が可能になり、現職教員学生自らの実践を見直す契機となる。

(3) 学部卒学生と現職教員学生との対話の機会の設置

授業では、積極的にグループディスカッションを取り入れている。ディスカッションに際しては、「お互いが大学院生という対等の立場であり、学部卒学生が年長の現職教員学生に遠慮する必要はない旨」及び「批判や疑問はあくまでも発表内容に関するものであって、発表者の人格や能力を批判しているのではない旨」を指導している。院生はこれらの体験により、ディスカッションの指導方法を習得できる。

《必要な資料・データ等》

資料 12 「教材研究、指導方法、評価に関する実践的課題とその改善」シラバス

資料 13 単元構想ワークシートの例

前掲資料 11 「学校経営と組織マネジメント」シラバス

観点 2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) みなし専任教員の活用

鹿児島県総合教育センター、鹿児島大学教育学部附属小・中学校、鹿児島大学教育学部附属特別支援学校の教員でみなし専任教員を担当してもらっている。みなし専任教員には学校現場での実態や実例を紹介してもらい、その対処方法を実践家の立場から指導してもらっている。

(2) 義務教育学校への訪問

近年、鹿児島県内で増加している義務教育学校の実情と教育課程を学ぶため、本教職大学院では鹿児島県内の公立義務教育学校を訪問している。これまで南さつま市立坊津学園、薩摩川内市立東郷学園を訪問し、令和6年度は日置市の日吉学園を訪問した。

(3) 特別支援教育プログラムの設置

特別支援教育への対応可能な教師育成を目指し、本教職大学院では、3種類の学修プログラムの中の一つに特別支援教育プログラムを設置している。本プログラムの単位を修得することによって、特別支援学校教諭専修免許状の取得が可能になる（ただし入学時に特別支援学校教諭一種免許状を有していることが条件となる）。

(4) 鹿兒島県総合教育センターとの連携① 鹿兒島県総合教育センターの長期研修生との交流

長期研修生という形で1年間の研修を行っている現職教員と情報交流の機会を設けている。この情報交流会で長期研修生と教職大学院生とがお互いの探究課題を交換し、意見を交わらせる活動は、双方にとって新たな知識と刺激を得ることができるという点で意義がある。

② 鹿兒島県総合教育センターの主催講座への参加案内

鹿兒島県総合教育センターが主催する各種講座を教職大学院生に案内し、その講座への参加を積極的に促している。例えば、土曜講座の学生向け企画として「かごしま教師塾」が挙げられる。また「教育相談事例研究会」への参加の案内を行っている。この研究会は鹿兒島県総合教育センターから教職大学院生の参加を特別に認められている。

《必要な資料・データ等》

資料 14： みなし専任教員依頼手続き

前掲資料 1 履修案内 p 10 「学校教育実践高度化専攻（教職大学院）で取得できる専修免許状」

資料 15 鹿兒島県総合教育センターの長期研修生との情報交換会の実施計画書

資料 16 鹿兒島県総合教育センターかごしま教師塾ポスター

観点 2-2-3 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 長期在学履修（小学校教員免許取得プログラム）生への配慮

3年課程の長期在学履修（小学校教員免許取得プログラム）生には担当教員を決め、3年間の履修モデルを作成し、履修計画を立て、小学校免許を取得するまでの道筋を示している。

(2) 他学部（教育学部以外）出身の学生への指導

教育学部以外の学部出身の院生は、教育に関する特定の知識というよりも学校教育の世界そのものの知見が乏しい。そこで授業に際しては、学校教育に関する情報収集の方法を指導している。

(3) 文献指導

文献収集の方法と読み方について指導している。すなわち文献の種類、文献検索サイトを紹介し、自分で文献検索の力量の習得を目指す。また文献は目的意識をもって読むという文献の読み方指導をしている。

(4) 図書館でのオリエンテーション

4月の段階で授業の一環として、附属図書館にて院生全員を対象に附属図書館の利用方法についてのオリエンテーションの時間を設けている。

(5) 教育相談の設定

年2回、教育相談週間を設け、院生全員を対象に教育相談を実施している。この教育相談の際に各院生の履歴、大学院生活の様子、心配事、要望、体調を詳しく聞き取っている。

(6) 2年次の訪問授業のあり方

現職教員学生の2年次には、指導チームの教員が月に1回、勤務先へ出向き、訪問授業を実施している。この際に、現職教員学生の体調、精神面のコンディション、教職大学院の勉強と職務との両立の具合を確認している。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 1 履修案内 p13 長期在学履修（小学校教員免許取得プログラム）の履修方法等について
資料 17 令和 7 年度「教育相談 Day」実施体制について

観点 2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

コロナ禍が本格化し、大学の閉鎖が始まった令和 2 年（2020 年）4 月以降は、院生の学びの環境を確保すること、及び学びを順調に進展させることを目標に掲げた。

授業はオンラインで実施し、資料の配布などは学習管理システム（manaba）を活用した。オンライン授業の際に特に留意した点は、他の授業との兼ね合いである。例えば、一限目がオンライン授業、二限目が対面授業といった組み合わせにならないように、オンライン授業の場合は、連続して実施するように共通理解を図った。

オンライン授業の際は、接続などのオンライン自体に起因する機器のトラブルはなく、グループワークや発表会も円滑に進んだ。また附属学校ともオンラインで連携できた。

コロナ禍が終息後、オンライン形式による指導は、以下の場合に実施する旨を院生に告知している。まず悪天候や台風などで通学が困難な場合である。次に院生の探究課題の個別指導の際、教員と院生の双方の都合により、オフィス・アワーの時間帯を日中に取りることができず、18 時以降の時間帯に実施せざるを得ない場合である。これまでのところ、これらの取組は順調である。

特に令和 5 年度（2023 年 4 月）及び令和 6 年度（2024 年 4 月）入学の学部卒学生は、学部に入學したのが令和元年（2019 年）及び令和 2 年（2020 年）であり、学部時代のほぼ全部がコロナ禍と重なっている世代であった。そのため学部時代の実習や対面授業を十分受けることができなかつた世代である。この点は教職大学院では特に考慮した。教職大学院に入學した段階では対面授業も再開し、教職大学院生同士や教員との交流も可能になった。教職大学院での実習校には学部時代がコロナ禍であったことを連絡し、児童生徒と触れ合う機会を十分に持つことができなかつたことを踏まえ、対応方法の共有を図った。対人接触が苦手な学部卒学生には複数の担当教員が面談し、個別指導を実施し、順調な回復を確認した。

《必要な資料・データ等》

特になし

（基準の達成状況についての自己評価：A）

オンラインでの教育体制には万全を期しており、院生側からの要望や大きな負担をかけることはなかつた。学部時代がほとんどオンラインだった学部卒学生に対する対応も確実に実施することができた。

以上のことから教職大学院の制度及び目的にふさわしい授業内容、授業方法、形態に関する基準に関して十分に達成していると判断できる。

基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点 2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

前述（P2）したように、本教職大学院の実習は5領域からなる共通科目（教育課程の編成、実践的な指導方法、生徒指導・教育相談、学級学校経営、学校教育と教員）と、選択科目（教科教育、学校研究、特別支援教育）を繋ぐ形で実習科目を配置している点に特徴がある。（前掲資料3）

なお、教科教育研究・学校研究プログラム、特別支援教育プログラム共に、①高度化実践実習、②重点領域実践実習、③開発実践実習といった3タイプ6科目ずつの実習を置き、そのねらいに応じた時間数を設定している。①は、学部卒学生の指導力の更なる向上を図り、現職教員学生はマネジメント能力の向上を目指す。②は、鹿児島県の小中学校の4割以上が離島へき地にあり、複式学級や少人数単式学級が多く存在する現状を踏まえ、離島の小規模校で実習を行い、複式指導を学ぶ。また、離島の多くは特別支援学校が設置されていないため、通常の学級における特別支援教育のニーズが高いことから、附属特別支援学校での実習を行い、特別支援教育やユニバーサルデザイン教育を学ぶ。③は、教科を中心とした指導力向上や、チーム学校を実現するための連携・協働を目指した教員研修の開発等を行っている。

実習科目の系統性については、上記の高度化ⅠからⅡへと、1年次から2年次に向けて学習を深められるように科目を配置している。また、個々の院生が作成している「関心相関マップ」と実習を関連付けやすいように、実習のシラバスには、共通科目と各実習との関連性を記すよう工夫している。実際、実習と時期を調整して開講されている各講義において、可能な限り実習での取組に関わる内容やトピックを取り扱ったり、実習で実践する授業を開発し、実践後に振り返っている。

なお、実習の全体像については前掲資料3の「履修モデル」に記載の通りであり、上述した講義との関連性が図示されている。また、各実習の概要、時期、実習における取組については、資料18に記載の通りである。

《必要な資料・データ等》

前掲資料3 教職大学院リーフレット「授業科目一覧」

前掲資料3 教職大学院リーフレット「履修モデル」

資料18 実習の概要整理表

観点2-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校（実習校）等をどのように確保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、鹿児島大学教育学部附属学校や代用附属学校の他、鹿児島県教育委員会をはじめ、県内の市町教育委員会と協定を結ぶとともに、これまでの実習校実績等を基に多数の学校・関係機関からの連携を得ている。これらの実績を基に、1年次の教科教育研究・学校研究プログラム、特別支援教育プログラムの高度化実践実習Ⅰ、重点領域実践実習Ⅱでは、実習の内容や時期を踏まえ、教員側で実習校を選定している。一方、重点領域実践実習Ⅰでは、出水市・龍郷町教育委員会と教員とで協議を行い、実習校を選定している。そして、実習校確定後は、高度化実践実習Ⅰでは担当教科や関与したい校務分掌などについて院生の希望を担当教員が確認し、実習校と配属学年や学級等の調整を進めている。開発実践実習Ⅰでは、関心相関マップなどを踏まえつつ、次年度を見据え、各自が訪問したい学校などを選択できるよう仕組みを整えている。なお、2年次の実習校も、全プログラムにおいて同じ調整手順が確保されている。（資料19）

その他、「学部卒学生の連携協力校（実習校）決定までの調整手順」（資料20）にあるように、2年次の学部卒学生の連携協力校（実習校）の決定に当たっては、まず、1年次の12月末までに、学生が希望する学校種、教科等、探究課題などを調査した上で学生チームをつくり、教員の専門性等を考慮しながら学生と教員との合同チーム（以下、指導チーム）を組む。（資料21）

次に、同じチーム内に現職教員学生がいる場合、その勤務校で学部卒学生が実習を行った場合の移動の負担等を考慮した上で、現職教員学生に学部卒学生の受入れを所属校長に依頼してよいかの確認をとり、指導チーム教員が所属校長へ受入れの依頼を行う。一方、指導チーム内に現職教員学生がいない場合は、同じ学校種、教科等、同種の近い探究課題をもつ他チームの現職教員学生へアプローチし同様の手続きをとっていく。それでも調整が難しい場合は、①教職大学院修了生の在籍校、②過去に受入れ実績のある学校、③附属学校または大学が定める代用附属学校、④教職大学院に理解を示し受入れ体制が可能な学校で調整を行い2月までに内諾を得るようにしている。

最後に、内諾を得た学校を実習候補校として2月の末の教員会議に諮り決定している。そして、現職教員学生分も含め、関係教育委員会や実習候補校への「連携・協力に関する承諾書」の発送・説明をもって学部卒学生の連携協力校(実習校)の最終決定としている。(資料 22)

《必要な資料・データ等》

資料 19 令和7年度M1生にかかる実習先一覧

資料 20 学部卒学生の連携協力校(実習校)決定までの調整手順

資料 21 令和7年度修了予定者_指導教員チーム一覧

資料 22 令和7年度M2生にかかる実習先一覧

観点 2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

2年次の現職教員学生に対する研究の指導・実習の省察は、勤務校で月1回、大学で月1回、1回あたり90分程度実施している。2年次の学部卒学生は、月に2度、大学において同様の研究指導・省察を実施している。検証授業の際には実習校へ指導教員が訪問し、指導を行なうこととしている。(資料 23、資料 24)

実習での学びの記録は、コミュニケーションツール「Slack」に投稿する記事と課題探究ファイルとに蓄積されていく。特にSlackでは、実習記録の投稿や相互のコメントだけでなく、指導教員へのダイレクトメッセージも可能であり、実習や研究に関する相談を受け付け、2年次の現職勤務校での実習等を遠隔からでも支援することができる。(資料 25)

1年次では、現職教員学生・学部卒学生を問わず、各実習での学びに関して、日常的な省察と定期的な省察を展開している。日常的な省察としては、コミュニケーションツールの「Slack」において、院生個人のチャンネルに各実習の日々の記録が投稿され、投稿記事に対する院生・教員のコメント・スタンプによる相互のリアクションが展開されている。なお、実習日ごとの投稿記事には、日付・時数・実習内容・省察記録が記述され、別媒体のスプレッドシートに自動転記・集計が行なわれる。この仕組みにより、各院生は現時点でトータルの実習時間のうち何時間経過したかをリアルタイムに確認することが可能である。他方、定期的な省察としては、各実習の特色に即して、教員と学生とが少人数のチームを構成し、省察を行っている。これは各実習の終了時に行なわれ、チームごとに実習での学びの振り返りとフィードバックを実施し、少人数でじっくりと議論する時間を確保するものである。(資料 26、資料 27)

このように本教職大学院では、1年次・2年次ともに年間を通して、多様な専門性を有する大学教員と学生との関わりを保障し、実習の省察を意識的に学びの行為として位置づけて取り組んでいる。

《必要な資料・データ等》

- 資料 23 教職課題研究Ⅱ指導体制
- 資料 24 教職課題研究Ⅱ指導記録
- 資料 25 Slack ワークスペースの投稿画面
- 資料 26 1年次実習担当一覧
- 資料 27 1年次実習省察の計画

観点 2-3-4 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

1年次の現職教員学生の実習は、現籍校を離れた附属学校等での実習を行っている。各実習における各自の実習課題の設定・修正に当たっては、省察科目「教職課題研究Ⅰ」で取り組む関心関連マップ等を活用しながら、これまでの教育実践上の成果や課題に基づいた「自らの問い」を明確にさせる関わりを指導チームや実習担当者によって年間を通して継続して行っている。また、実習担当者は、実習校の管理職等に対して個々が抱く実習課題を説明し、よりよい課題解決に結びつく学年、教科、校務分掌担当者との連携について依頼を行っている。また、実習中においても、実習担当者は実習記録や本人との語りを通して進捗状況や不安・悩み等を把握し、取組への助言や実習校との調整を行うなどして、自主的・主体的な実習を維持・継続させる手立てをとっている。さらに、実習後に行われる事後指導においては、実習における成果や課題を次の実習課題にどう結び付けるか、また、教職大学院を終えた後の勤務校での校務にどう生かすかなど、中・長期的な視点で自己の学びを継続させる働きかけを重視している。

2年次の勤務校での現職教員学生の実習に当たっては、必要に応じて関心関連マップの刷新を進めつつ、1年次の12月から年度末にかけて、担当する指導教員2～3人が現籍校を数回訪問し、次年度の現職教員学生の探究課題に基づき、校務分掌等についての配慮や実習時間の確保についての理解を学校長に求めている。なお、2年次の勤務校での実習は職務専念義務免除の時間帯で行うこととし、勤務時間中でありながらも課題探究の実習としての時間を確保できるようにしている。これは、勤務校の学校長宛に、現職教員学生が計画的に研究指導を受けられるように担当授業時数や校務分掌の負担軽減並びに全教職員への共通理解を図るとともに協働的な体制の確立を図るなど特段の配慮を求める文書を、鹿児島県教育委員会から通知いただいていることによるものである(資料28)。また、実習開始後も、勤務校に戻った現職教員学生と学校長をはじめとする管理職との間で実習に関する情報交換を進めてもらえるように依頼し、取組を共有するためのシートを作成し、活用している(資料29)。さらに、月に1回程度勤務校を訪問して、「教職課題研究Ⅱ」(省察科目)を行い、指導の際に実習・研究・校務の状況・体調等について把握するなどし、状況に応じて管理職との情報共有を図っている。なお、訪問指導時の状況は指導記録に起こし教員間で確認することができるようにしている。(前掲資料24)

《必要な資料・データ等》

- 資料 28 鹿兒島大学大学院教育学研究科[教職大学院]派遣者(2年目)の在学中の取扱いについて(通知)
- 資料 29 実習報告に関する確認シート
- 前掲資料 24 教職課題研究Ⅱ指導記録

観点 2-3-5 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、教科教育（教授－学習）研究プログラム、学校研究プログラム、特別支援教育プログラムの学修プログラムを設けており、教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する規則を定め、適用している（資料 30）。各プログラムでは、1 年次、2 年次に合わせて 6 科目 12 単位の实習科目を修得するが、高度化実践実習 I（2 単位）及び特別支援教育高度化実践実習 I（2 単位）、重点領域実践実習 I（1 単位）及び特別支援教育重点領域実践実習 I（1 単位）、高度化実践実習 II（2 単位）及び特別支援教育高度化実践実習 II（2 単位）の 3 科目で 5 単位を上限として、各プログラムに応じて実習単位の免除を認めている（前掲資料 1）。

実習単位の免除を受けようとする者には、実習科目免除願に各実習科目に係る書類の提出を求めている。提出書類については、著作物や教育論文等、実務経験を証明する書類、研究成果物等となっている。免除に係る審査は、「鹿兒島大学教職大学院特別審査委員会」（以下「委員会」という。）において、面接、書類審査、プレゼンテーションを実施することとしている。委員会の審査結果に基づき、鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻運営委員会及び鹿兒島大学大学院教育学研究科委員会の議を経て、教育学研究科長が決定することとしている。

委員会は、免除対象実習科目における到達目標の達成度等について把握するために、必要に応じて追加の資料を求めることとしている。

《必要な資料・データ等》

資料 30 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する規則

前掲資料 1 履修案内 P7 実習科目について

前掲資料 1 履修案内 P9 実習科目について

（基準の達成状況についての自己評価：A）

実習科目は、各実習と講義とを関連付けるなど、1 年次から 2 年次へと系統立てられている。さらに、関心相関マップを用いて、院生個人々の学びと実習との体系化を促す指導を行っている。また、重点領域実践実習 I 及び特別支援教育重点領域実践実習 I において、必要性の高い学びを得る機会を提供できている。

実習校の選定も、関心相関マップなどをもとに、院生の探究したい課題や関心を尊重しつつ進められている。実習の指導チームを整備したり、2 年次に遠方の学校で実習に取組む院生との情報共有とコミュニケーションを円滑にする ICT 環境（Slack）を整備したりするなど、院生の目標に迫る省察を確かに支える仕組みを構築できていると判断した。鹿兒島県教育委員会や学校関係者とも、現職教員学生の実習や省察時間の確保に関する共通理解も形成されている。

現職教員学生の 2 年次については、実習免除や学費の半額免除の制度を設け、また、鹿兒島県教育委員会と連携した職務専念義務免除に関する配慮を学校と共通理解するなど、支援的な環境整備に努めている。

以上のことから、本基準を十分達成していると判断できる。

基準 2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点 2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 評価基準の作成

授業に際しては、評価基準と点数配分をルーブリックの形で作成している。また成績評価の方法はシラバス上においても開示している。教職大学院の授業は複数の教員の共同担当形式である。そのため教員間の評価基準が同一になるように評価基準を定めている。

授業の際にも評価方法は最初に告知し、教員側と院生側とに理解の齟齬が生じないように努めている。

(2) 成績点の共有

授業のほとんどは複数教員での共同担当である。そのため成績評価に際しては各教員が算出した点数を用い、主担当の教員が最終成績点をまとめる。この最終成績点は授業担当教員全員で必ず共有し、妥当性を審議する場を設けている。

(3) 成績点の組織的確認

成績点は、教務委員会、運営委員会、研究科委員会の3種類の会議体で組織的確認を実施している。組織的確認によって、点数分布に偏りが無いかを確認している。

(4) 現職教員学生と学部卒学生との成績評価の平等性の確保

教職大学院の授業は実践的な内容が多いため、どうしても提出物や発表の内容は実務経験が豊富な現職教員学生の方が学部卒学生よりも充実するのではないかという危惧があったが、同一の評価基準に照らして成績を算出すべきであるという原則で評価したところ、これまで両者に大きな違いは見られない。学部卒学生も現職教員学生の内容を見て学ぶところが多いものと思われる。

(5) 単位認定の時期について

2年次生は単位認定の時期と教員免許状の発行とが密接につながっている。2年次生の単位認定は、大学から教員免許を一括申請する時期を勘案しながら行っている。そのため2年次生の成績算出の時期については教員側も確認し、遅延がないように努めている。

特に小学校教員免許取得プログラム生の小学校免許は、大学からの一括申請ではなく個人申請になる。この点は小学校教員免許取得プログラム生に伝え、該当の教育委員会で確実に免許申請を行うように指導し、申請内容の確認も行っている。

(6) 修了時の確認について

教職大学院で取得可能な教員免許状で大学が一括申請した教員免許状は、修了式の際に渡し、各自で確認をしてもらっている。また修了式に参加できない現職教員学生は個別に教務係で受け取るように指導している。教員免許状についてはミスがないように努めている。

(7) 必要単位の確認について

本人の認識不足または確認不足による必要単位の取得漏れが生じないように随時、注意喚起を行っている。

《必要な資料・データ等》

資料 31 鹿兒島大学教育学研究科学校教育実践高度化専攻における成績評価のガイドライン

観点 2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

[観点到る取組・改善等の状況]

成績発表後、異議申し立ての期間を設定している。異議の申し立てがあった場合は、担当教員で協議する。そのうえで、評価基準を院生に提示して、成績点を算出した過程を教示する。異議申し立てが発生した場合は、最終的に教員側が回答書を作成し、学生に渡す制度になっている。また、シラバス及び授業を通して評価基準は院生に告知し、評価に関しては、双方に誤解や齟齬がないように努めている。

《必要な資料・データ等》

資料 32 鹿児島大学教育学部及び大学院教育学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則

観点 2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 成績評価の過程の透明性の確保

成績評価は以下の過程で実施している。各授業で定めている評価基準に沿って授業を担当する各教員が成績点を算出する。担当領域や担当する院生が決まっている場合は、各教員が担当する箇所の成績点を算出する。これらを責任教員が取りまとめ、最終成績点を算出する。算出した最終成績点を責任教員が授業担当教員に開示し、共有し、最終成績点が妥当かどうかを検討する。算出した最終成績は、教務委員会、運営委員会、研究科委員会の各会議体で組織的確認を実施している。

さらに各学生の GPA はタームごとに教務委員会、運営委員会で検討し、指導が必要と認められた院生に対しては、個別指導を実施している。

(2) 指導と評価の一体化の取組

低い成績点の院生が生じた場合、教員側の指導方法について担当教員同士で、院生の学修履歴を考慮した指導であったか、個別指導の必要性はあるか、院生のどこをどう育てるといった育成方針を明確に設定していたか、担当教員の役割分担は妥当であったか、今後の指導のあり方を担当教員同士で協議している。

このように成績評価については、指導と評価の一体化という理念のもとに、院生の成績を教員自らの指導方法の改善に活かす姿勢を保っている。

《必要な資料・データ等》

資料 33 組織的確認の資料

(基準の達成状況についての自己評価：A)

成績、単位認定、修了認定についてはミスなくこれまで順調に実施している。

これまで成績評価について院生から異議申し立ての事案は発生したことがない。評価方法の説明や評価結果については、教員側と院生側の双方が十分納得できる形で行っていると判断する。

成績評価の妥当性は会議体で組織的確認を行っており、検討する場を設けている。このことにより十分な達成状況であると判断する。

基準領域3 学習成果**基準3-1**

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

令和3年度から、受講生が基本的な目標を十分に達成している状況にあることを、成績評価ガイドラインに基づき組織的に確認している。この学習成果は、以下の取組(①～④)が機能していることによる。

まず、教職員は、学生の学習成果を、以下の会議や資料にて確認している。

- ① 研究科委員会：各期(前期と後期)終了時に、学生の科目別単位取得状況(学習達成度とその人数、割合)を議題とし、成績評価ガイドラインとの整合性を確認、検討している(資料34、前掲資料31)。
- ② FD会議：月に一度(第3月曜日が基準日)学生生活委員長が主催するFD会議において、「M1院生」「M2院生」の学習状況や院生生活に係る懸念事項を、教員間で共有している。また、学生の様子を共有したり、指導や支援について共通理解を図ったりし、院生指導の改善に生かしている(資料35)。

そして、教職員は、下記の取組にて、授業やカリキュラムの改善に努めている。

- ③ FDアンケート(各期2回、年間4回)：M1とM2の院生には、各タームの終了時、FDアンケートを実施している(資料36)。本教職大学院の教育上の目標、ディプロマ・ポリシーに資するカリキュラムが提供できているかについて、学生から評価を得ている。問いとしては「教育内容は、教育現場における課題を積極的に扱う内容になっていましたか?」である。アンケート結果について、学生生活委員会より、関係委員会などに検討依頼が出される。検討結果は、学生に都度、報告されている(資料37)。
- ④ 授業リフレクションシート：各期終了後、講義の担当者を中心に、授業のリフレクションシートを作成している。講義の工夫点や院生の様子に関する振り返り、次年度への改善点、次年度の履修案内(カリキュラム)に関わる変更点を記録する内容となっている。シートは、FD会議にて共有され、互いの実践から学びあえるようにしている(資料38)。

なお、学生と教員が学習状況を共有するツールの運用が、今年度(令和6年度)より整備されている(資料39)。今年度に入力されたデータを確認することから始め、次年度(令和7年度)は、このツールを有効活用していく予定である。

以上の取組によって、主に2年目の長期間にわたる実習を通して、各自が探究を成し遂げ(ディプロマ・ポリシーの前半3つの能力)、発表テーマ(同ポリシーの後半2つの能力)について報告書を取りまとめたことに、学生たちの学習成果が表れている。

《必要な資料・データ等》

資料34 研究科委員会議題サンプル

前掲資料31 鹿兒島大学教育学研究科学校教育実践高度化専攻における成績評価のガイドライン

資料35 FD会議の議題サンプル

資料36 令和6年度FDアンケート質問項目一覧

資料37 令和6年度FDアンケート調査結果

資料38 令和6年度FD・SD活動報告書

資料39 鹿兒島大学ディプロマ・サプリメントについて

観点3-1-2 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

上述したFD会議において、学生生活委員長がストレートマスターの教員採用試験に関する受験や採用状況について報告し、教員間で情報を共有している。また、鹿兒島大学に設置されている教職支援室と連携を取り、採用情報や採用試験対策に取り組むなどしている。

これらの就職支援によって、資料記載の就職状況が実現されている(資料40)

現職教員学生については、教職大学院修了後、勤務校にて教務や研修の主任や係を務める者や、管理職として学校組織のマネジメントに携わる者など、本教職大学院での学習成果を還元している。このほかにも、県総合教育センターの研究主事や県内の教育委員会にて指導主事を務めるなど、学習成果を幅広く県内に建言する役割を担っている。また、令和2年～6年の期間において、鹿兒島県の優秀教職員の表彰を受けた修了生が4名いるが、その評価コメントに、修了生の学校や鹿兒島県内での波及効果が見て取れる(資料41)。

以上のことから、本教職大学院のディプロマ・ポリシーに照らした学習成果が上がっていると確認できる。

《必要な資料・データ等》

資料40 修了者就職進学状況

資料41 優秀教職員表彰一覧

(基準の達成状況についての自己評価：A)

学習成果について、学生の授業に対する理解や取組が良好な状況にあると判断した。また、M2学生の探究成果には、本教職大学院のディプロマ・ポリシーに照らして、確かな探究成果が確認できる。

こうした良好な状況を支えているのは、上記の①～④の取組であると考え。特にFD会議が、学生の学習状況と教員の指導や支援方法についての情報共有や改善の場として機能している点が、功を奏した。

また、学部卒学生の教員等就職状況の結果は、過去4年において良好な結果(4か年平均92.2%)が得られている。ディプロマ・ポリシーにある能力を身に付け、本教職大学院の教育上の目的が達成されたことが、採用試験において認められた結果であると考えている。

修了生の活躍状況は、本教職大学院における学生たちの学びや、それを支える上記の取組が、県内の学校や教育委員会等関係機関に貢献できるものであることを示唆している。

以上のことから、本基準を十分達成していると判断できる。

基準3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

修了生の修了後の学習成果については、修了生への意見聴取、及び学校関係・教育委員会等の意見聴取の両面で実施している。

修了生への意見聴取については、まず、修了時点での調査として「修了時アンケート」をオンライン入力形式で実施していることに加えて、修了後3年を経過した院生に対する「修了生アンケート」も実施している。

「修了生アンケート」については、調査時点での在籍校、担当学年・学級、主な校務分掌、在籍校での勤務年数などの基本情報に加え、「Q6 ディプロマ・ポリシーに示す能力について、それらを高めることができます

か」「Q7「学習指導、生徒指導、保健安全指導、学級経営、校務分掌業務、学年会、教科部会、校内研修の企画・運営、授業研究」などの活動において、教職大学院での学びが生かされていますか。」「Q8 教職大学院での研究成果をどのような形（機会、領域、具体的な内容など）で還元していますか。」「Q9 チーム学校の一員として、どのようなことに気を付けていますか」「Q10 教職大学院で学べてよかったと思うことはどのようなことですか。」「Q11 自らの実践を理論に基づいて省察することがありますか。」「Q13 教職大学院修了後も自身の課題や学校の教育課題などを研究テーマとして探究していますか。また、探究したことをどのように整理・発信していますか。ある場合は、具体的なテーマと整理・発信方法を記入してください。」などの設問への回答を通して把握している。回答結果については、学生生活委員会で取りまとめ、専任教員が集まる毎月定例のFD活動の場で報告し、対応や対策が必要な場合には、関係の委員会で協議したり、毎月の教員会議で検討したりしている。

学校関係・教育委員会等の意見聴取については、鹿児島県教育委員会との連携で実施している「鹿児島大学教職大学院教育課程連携協議会」の場において協議題を設け、意見聴取を行っている。

《必要な資料・データ等》

資料 42 「修了時アンケート」調査項目及び調査結果「修了生からの聴取」

資料 43 「修了生アンケート」調査項目及び調査結果「修了生からの聴取」

資料 44 学生生活委員会・FD活動協議内容

資料 45 鹿児島大学教職大学院教育課程連携協議会議事要旨（過去5年分）

観点3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

修了生の修了後の学習成果や課題を把握するにあたっては、まず全ての修了生について、修了後の就職先などをデータベース化している。また勤務先の異動については、教員間での情報交換や修了後3年目に行っている「修了生アンケート」調査の際に確認を行うなどして、勤務先など現状の把握に努めている。また、修了生の支援を目的とする「修了生支援事業」を実施して、課題や困り事を抱えている修了生からの相談を受けたり、校内研修や研究授業の実施に係る助言を行ったり、学校の校内研修や研究公開での指導助言や学会などでの発表や教育論文や学術論文の執筆などへの支援を行うことを通して、個々の修了生の修了後の状況や学習の成果と課題を把握することに繋がっている。また、修了生支援事業において支援の対象となるのは全ての修了生ではないため、修了3年目には「修了生アンケート」調査を実施して、なるべく多くの修了生の動向を把握することに努めている。しかし、アンケートの回答率は50%程度であり、十分に動向を把握できない場合もあることから、今後は、修了生の勤務先への聞き取り調査により把握するなどの方法について、その妥当性を含めて検討を行っている。

さらに、専任教員で毎月1回実施しているFD活動や、毎月の学生生活委員会の場で、修了生の動向に関する報告事項を組み込んで、教員間での情報交換をこまめに行なっている。また、年2回のペースで、修了生と在学生の交流会を実施し、参加した修了生の語りを通して現在の状況を把握している。

交流会では、修了生が、教職大学院での学びを活かし、修了後に自身の現籍校で組織としてあるいは個人で行っている取組みを発表したり、その過程で生じた困難や時々の自身の思いも含めて率直に語ったりできる機会を設けている。また、在学生との質疑も交えて協議を行っている。

さらに、令和4年度より導入し、実習の記録アプリとして活用していたSlackについては、修了生と情報共有するための一斉連絡や個々の修了生との連絡や修了生相互に交流ができるよう、修了生全員が参加できるチャンネルを開設した。このチャンネルを通して、より柔軟な修了生との情報交換・相談体制の構築を進めることができると考えている。

《必要な資料・データ等》

資料46 修了生支援事業の利用状況

資料47 修了生と在学生の交流会の実施状況

(基準の達成状況についての自己評価：A)

修了生に対する多様な支援活動を展開する「修了生支援事業」や、修了後3年を経過した院生に対する「修了生アンケート」、各種会議体での修了生の動向把握、修了生と在学生の交流会などを実施して、修了生の学習成果の把握に努めていることから、本基準を十分に達成していると判断できる。

基準領域 4 教育委員会等との連携

基準 4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点 4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、鹿児島県教育委員会との連携のもとで、年1回、夏季に「鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会」（以下、教育課程連携協議会）を開催している。令和6年度は、8月28日（水）に開催し、「今後の教職大学院における教育課程の充実について」「現職教員学生のニーズに合った教職大学院の在り方について」などを議題に、教職大学院の教育活動や事業の展開、学生の入学や修学の状況、さらには教職大学院の修了生の動向についても情報交換し、協議を行っている。教育課程連携協議会の下部組織である「実習連携プロジェクト部会」も、例年、年度末の3月に実施している。教職大学院の実習に関しては、離島へき地の小規模校での実習（重点領域実践実習Ⅰ・特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ）があるため、実習の連携協力校の旅費等の負担軽減のため、オンライン開催としている。本部会には、鹿児島県教育委員会に加え、教職大学院で実施しているすべての実習の連携協力校及び連携協力機関、また連携協力校を所管する教育委員会から出席いただき、各実習の実績と課題、次年度に向けた改善などを報告・協議している。

また、例年11月に開催している鹿児島大学教育学部と鹿児島県教育委員会との連携協議会の場に、教職大学院の専攻長及び副専攻長が参加し、学部に加え教職大学院の現況や将来構想についても報告し、意見交換をしている。

これらの機会に出された意見については、教職大学院の会議体において教員間で共有し、必要に応じて教育課程や教育活動に生かしている。例えば、公立の小・中学校に勤務し特別支援学校教諭の免許を保有する現職教員学生が入学する場合に特別支援学校教諭の専修免許状の取得が困難であるなど、履修の在り方について出された意見をもとに、教育課程の変更を図り、より柔軟な履修が可能とすることを行なった。

さらに、教職大学院の教員が奄美大島龍郷町で、龍郷町教員委員会並びに同町内の小中学校との連携で実施していた「IR（インストラクショナル・ラウンド）の教員研修」が同町の施策方針にされている。また、IRの教員研修は、鹿児島県教育委員会との連携のもと、全県の教員研修の方法として推奨されている（資料53）。またこうした学外連携の取組の実際と成果は、関連する教職大学院の授業においても紹介・活用されている。

このほか、近年の教員不足の状況に対応すべく、教職大学院の研究者教員・実務家教員を中心に、学部教員も加わるWGを編成し、結婚や出産等により学校現場を離れている元教員や、教員免許を保有する社会人で教職への転職を検討している方などを対象とした履修証明プログラムを開発した。本プログラムは、鹿児島県教育委員会からの運営に係る財政支援を受けて、令和5年度より「学校教育キャッチアップ講座」として実施している。

加えて、教育学部・教職大学院のミッションの実現戦略加速化事業の一部として、主として鹿児島県内の高校生を対象とした「高校生向け教職養成プログラム：Pathway to becoming a teacher」を令和6年度に開発し、こちらも、教職大学院の研究者教員と実務家教員、及び学部教員からなるWGを編成し、鹿児島県教育庁高校教育課、及び鹿児島県高等学校長会の協力を得ながら、令和6年度11月より第1期のプログラムを実施している。

《必要な資料・データ等》

資料 48 鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会規則

資料 49 令和6年度鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会 次第

- 資料 50 鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会実習連携プロジェクト部
会要項
- 資料 51 実習連携プロジェクト部会 令和 6 年度次第
- 資料 52 鹿児島大学教育学部と鹿児島県教育委員会との連携協議会次第と出席者（令和 6 年度）
- 資料 53 教育委員会と教職大学院との連携例（I R 研修関係）
- 資料 54 学校教育キャッチアップ講座 募集要項（令和 6 年度）
- 資料 55 高校生向け教職養成プログラム 募集要項（令和 6 年度）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院では、鹿児島県教育委員会との着実な連携を進め、教育課程連携協議会やその下部組織である実習連携プロジェクト部会を中心に、教職大学院の教育課程や教育活動に係る協議を行い、それらの着実な改善に繋げている。また、地域の課題解決のためのプログラム開発や地域との連携で行っている事業を積極的に展開し、それらが全県的な取組みとなるなど、社会的にもインパクトのある連携の取組みを行っている。これらのことから基準を十分に達成していると判断できる。

基準領域 5 学生支援と教育研究環境**基準 5-1**

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

観点 5-1-1 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

1) 現職教員学生に対する履修指導並びに学修支援

現職教員学生は、1年次は大学で、2年次は勤務校での履修となる。1年次の履修においては、勤務経験や研究経験に応じた実習の免除措置も活用するよう指導している。2年次の履修については、実習時間と大学教員が訪問指導する「教職課題研究Ⅱ」「特別支援教育教職課題研究Ⅱ」の時間について職務専念義務免除の措置をとっている。後者は、原則月1回、金曜6限(17時50分～19時20分)に本学で実施しているが、離島等遠隔地に住む現職教員学生の負担を考慮し、希望により遠隔指導も導入している(資料56)。また2年次履修にあたっては、1年次の年度末に現職教員学生と担当教員が勤務校に赴き、2年次の履修について管理職に説明し理解を求めている。また訪問指導の際は、学生の探究課題遂行上の相談や勤務上の悩みについて現職教員学生と学校管理職の双方から聞き取りをし、必要に応じ調整を図るなどしている。

2) 学部卒学生に対する履修指導並びに学修支援

学部卒学生は、教員養成課程以外の出身学生もいるため、「教職課題研究」などの時間で学部時代の専攻での学びを聞き取り探究課題に生かす指導もしている。長期在学履修(小学校教員免許取得プログラム)生に対しては、複数の担当教員を当て、小学校教員免許の取得に必要な単位の履修方法を指導している。また教職大学院入学後に、新たな免許取得を目指す学生の場合も、不足単位を確認し履修計画について助言している。

実習に関しては、1年次に実習先の校種(小・中)希望を取り、自らの研究テーマや取得希望免許により、実習先を附属小学校または附属中学校に分けている。2年次の公立校での実習については、学生の学校種希望を聞き取り、個々の探究課題を踏まえて学校の選定を行なっている。

このほかの学修支援として、オリエンテーション時に、授業料免除、各種奨学金、及び修学給付金支援制度に関する情報提供を行うほか、2年次に向けては学校での非常勤講師や本教職大学院科目のTA募集の情報提供を行っている。就職支援としては、教員採用試験対策として教職支援室の利用を推奨するとともに、採用試験情報について、鹿児島県のみならず在学生の出身県の教員採用情報も含め提供している。このほか、学修に必要な印刷物の印刷についても院生研究室等にプリンターを設置し供用している。

《必要な資料・データ等》

資料56 遠隔授業方式による授業参加届

観点 5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

修了生においては、求めに応じて訪問サポート、メールサポート、大学での面談、成果報告会での実践報告などを実施している(資料57)。訪問サポートとは、教員が職場等へ訪問し、授業実践等に係る課題に対し、助言を行うものである。同様の相談を大学で受ける場合もあるが、現役学生と同様、オフィス・アワーの活用により年間通していつでも相談できるような体制も整えている。修了生は、年度当初に届けられたオフィス・アワー一覧表を基に、各教員から示された方法でアポイントメントを取り、相談を受けている。本人の希望及び内容に応じて他の教員にもつなぎ、より専門的なアドバイスを受けることで可能な限り本人のニーズに応えられるように

している（資料 58）。年度末に行われる成果報告会及び交流会には、毎年多くの修了生の参加があり、質疑応答の際のやりとりなど双方にとっての学びの場となっている。また、成果報告会の後に開催される交流会では、現職教員学生の職場復帰に向けた助言や学部卒学生の初任者としての心構え等、修了生から直接現場の情報を得られる貴重な機会となっている。さらに、教職大学院修了後の 3 年を経過した修了生を対象に、「教職大学院修了生へのアンケート調査」を依頼し、ディプロマ・ポリシーに関する内容ははじめ全 14 項目に及ぶアンケートへの回答を得ている（資料 59）。その後は、回答を集約し、教育課程の見直しや FD 活動等の反映に活かしている。

《必要な資料・データ等》

資料 57 修了生等支援サポート事業実績

資料 58 令和 6 年度専任教員のオフィス・アワー一覧表

資料 59 教職大学院修了生へのアンケート調査及び実施方法等

（基準の達成状況についての自己評価：A）

院生の学修履歴、実務経験の違いによる履修指導及び学修指導を行い、個別の相談機会等も設けて学習を進めらるうえでの配慮を行っている。修了生への学修支援に関しては、メールや訪問を含む多様なサポート体制が整えられており、修了生にも各教員の専門性を活かした支援が効果的に果たされていると考えている。

以上のことから、本基準を十分達成していると判断できる。

基準 5 - 2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

観点 5 - 2 - 1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学では、学生生活上の様々な悩み等に対応する相談窓口として、教育担当理事を室長として「学生なんでも相談室」を設置し、学生生活課はもとより相談員の電話番号、メールアドレス一覧を紹介している。ハラスメント対策についても、各学部の相談員のほか教務係及び学生係でも相談に応じる体制ができています。心身の健康相談については、全学対象の保健管理センターを紹介し、カウンセラーとの相談も可能であることを紹介している。本教職大学院においても教育学部の相談員や教務・学生係と連携して学生の悩みに対応できる体制を整えている（資料 60）。

本教職大学院は独自に教育相談システムを整えている。具体的には、第 1 タームと第 2 タームの間及び第 3 タームと第 4 タームの間を 1 週間空け、学習内容の整理、レポート等の作成に十分時間を確保できるようにするとともに、教職大学院での学習環境や学生生活全般に関する教育相談週間として位置づけている。また、必修授業の「教職課題研究 I」には 1 年生の学生全員、教員スタッフ全員が参加するため、授業後に「連絡タイム」を設定して、学生生活、実習事項、教員採用試験情報等、教員からの連絡をこまめに行うとともに、学生相互の情報交換や教員スタッフへの質問等ができるようにしている。教員スタッフは、学生からの質問事項や相談内容に関する情報を教員会議及び F D ・ S D 会議等で共有して学生への対応に活かしており、質問事項等の早期解決を図っている（資料 61）。さらに、毎年 8 月に実施されている F D 座談会では、F D アンケートに対する結果の説明や学生の質問・要望に対する回答を行っている（資料 62）。

本教職大学院の特色の一つでもある複数教員による指導体制は、緩やかな関係性の中で多面的に学生を理解し、多角的な助言ができるよさがある。また、教職大学院のどの教員にも相談、指導を受けることが可能なオフィス・アワーも設定しており、学生は相談、助言を受けたい教員のオフィス・アワーの時間帯に教室や研究室を訪問して助言を受けることができるようにしている（前掲資料 58）。

キャリア支援については、入学当初から、教員採用試験の受験状況及び今後の志望先について聞き取りを行い、教職支援室と連携して必要な情報提供を行いながら採用試験に向けての自主学習会などを計画的に進めさせている。本学習会への参加状況については、令和 5 年度から 6 年度の 2 年間で修了生を含む 26 人の学生が累計 161 回利用している。現職教員学生に対しては、今後の人生設計や教員としてのキャリアアップに関する助言を実務家教員が行い、専門的な研究支援に関しては研究者教員が各々の要望に応じて行っている。

《必要な資料・データ等》

資料 60 学生何でも相談室（学生便覧 2025 抜粋）

資料 61 令和 6 年度 SD（スタッフ・ディベロップメント）会議記録

資料 62 令和 6 年度 FD 座談会「FD アンケート結果への対応」における各委員会回答

前掲資料 58 令和 6 年度専任教員のオフィス・アワー一覧表

観点 5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学料及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

経済的理由により納付が困難かつ学業優秀と認められる者（他条件あり）を対象として、本人の申請に基づき選考のうえ、その期に納付すべき授業料や入学料の全額又は半額を免除する制度や入学料の徴収を一定期間猶予する制度等について学生係を通じて周知し、活用を促している。また、日本学生支援機構及び大学に通知のあった地方公共団体・民間奨学団体（各種奨学金）の奨学金制度についても学生係を通じて紹介している。日本学生支援機構の奨学金貸与者の内で、成績が優秀であった学生は、修了時に奨学金返還免除申請ができることも併せて紹介している（前掲資料 1）。

授業料免除関係の申請及び許可状況は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で申請者数が 29 人（内 1 名は後期のみ申請）、そのうち全額免除者が 12 人、半額免除者が 11 人である。また、現職教員学生に対しては、2 年次の高度化実践実習Ⅱの免除の制度や、2 年次の授業料が半額免除になる制度を本学の規則で定めており、現職教員学生が 2 年次の授業料半額免除となっている（資料 63、資料 64）。

更に、学部卒学生においては、「教職課題研究Ⅰ」の時間に TA として活用したり、鹿児島県総合教育センターから毎年依頼されるセラピストに推薦したり、依頼のあった学校の非常勤講師として教員スタッフで協議したりして、学生の学びの場及び経済的な支援の機会を提供している。

このほか、令和 6 年度からは学生用の各研究室にプリンターを設置し、印刷代の負担軽減にも努めている。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 1 履修案内 P41 「授業料免除及び入学料免除・徴収猶予」

前掲資料 1 履修案内 P42 「奨学金」

資料 63 鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻における授業料の取扱いに関する要項

資料 64 免除資料（過去 5 年間）

(基準の達成状況についての自己評価：A)

全学的な教育相談体制やハラスメント窓口などの整備に加え、本教職大学院独自に教育相談システムを構築している。教職支援室と連携するなど、キャリア支援を実施してきている。

学生が教職大学院での学修に専念できるよう、多面的な理解と多角的な助言ができる仕組みとして整えられた研究者教員と実務家教員から成るチームで行う支援、教育相談週間、オフィス・アワーなどの相談システムが機能している。また、学生からの質問事項や相談内容に関する情報を教員会議及びFD会議等で共有して、教職課題研究Ⅰ終了後の連絡タイムやFD座談会、その他の場面においても適宜フィードバックできている。

本学独自の経済的支援として、現職教員学生に対する2年次の授業料半額免除制度があり、これまで現職教員学生の全員が半額免除の適用を受けている。

以上のことから、本基準を十分達成していると判断できる。

基準5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

観点5-3-1 どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院生の研究室として、教育学部生涯教育総合研究棟の2つの階に計4部屋を設置し、1年次の全学生及び2年次の希望学生に対して研究室を割り振り、個人利用の机・椅子・ロッカー及び共用のモニターやプリンターを整備している。同棟に、コピー機のある教職大学院事務室、レーザープリンターを配置した大学院実習準備室、大型モニターやホワイトボードを配置した大学院省察室及び大学院教材開発室を設置し、学生の自主的学修にも活用されている。同棟4階に設置した大学院談話室では現職教員学生と学部卒学生間等での日常的に情報や意見交換が行え、一方、教職大学院や教職関係の資料を配架している大学院資料室には、閲覧機に加えてパーティション付きの机・椅子を整備して静穏な学修を行うことができるようにするなど、学生の多様な要望に応じた学修環境を提供している。その他、教育学部内のアクティブラーニングスペースや、鹿兒島大学附属図書館(中央図書館)には、予約利用可能なグループ学習室や研究個室、グループディスカッションやプレゼンテーション可能なオープンスペースであるラーニングコモンズがある。

講義室としては、教職大学院専用の講義室(PLCルーム)を整備し、可動式の机・椅子、電子黒板や前後左右に設置したホワイトボードなど、グループ討議や模擬授業等のアクティブ・ラーニングが行われ、実践的な指導力を育成できる学習環境として効果的に利用している。また、教育学部内の中規模教室及び小規模教室を同一時間内に複数使用するなど、授業内容に応じた柔軟な施設活用を行っている。

教員研究室としては、各教員に1部屋が与えられている。大学院生研究室等のある教育学部生涯教育総合研究棟に実務家教員6人と研究者教員1人、隣接する教育学部文系研究棟に研究者教員4人、教育学部教育実践研究棟に研究者教員2人の研究室を配置している。学生指導には、各教員研究室や、複数の教員及び学生による指導チームごとの指導が可能な生涯教育総合研究棟内の省察室等の教職大学院専用の部屋を有効活用している。また、オフィス・アワーの計画を学生に周知して、必要時に指導を受けることができるようにしている。

鹿兒島大学教師教育開発センター教職支援室を教育学部教育実践研究棟に設置しており、全学の教員志望の学生を対象に、教職や教員採用についての個別相談やグループ支援を実施している。また、鹿兒島県や他県の教員採用状況に関する情報提供や、模擬面接等の教員採用試験対策を行っている。

《必要な資料・データ等》

資料 65 教育学部講義室等配置図

資料 66 鹿兒島大学大学院教育学研究科大学院生研究室使用規則

資料 67 鹿兒島大学附属図書館（中央図書館）利用案内リーフレット

観点 5-3-2 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

1) ネットワーク

前提として、キャンパス内のほぼ全域で eduroam が利用可能であり、教職大学院の授業が行なわれる各教室からは教員・学生を問わずネットワークにアクセスできる。また、生涯教育総合研究棟内の院生研究室の各部屋にもルータが設置されており、BYOD 端末から Wi-Fi 利用が可能である。加えて、離島・中山間地域での実習（主に、重点領域実践実習 I・特別支援教育重点領域実践実習 I）用に、ポケット Wi-Fi を複数台契約している。学生が実習時に同機材を携帯することで、遠隔地でも学生自らのポケットを利用せずにネットワーク利用を可能としている。

2) ハードウェア

大型モニターは、PLC 教室、大学院省察室に設置されており、主に授業や研究指導に活用されている。27 インチ程度の中型モニターも各院生研究室に設置されており、院生が自由に利用することが可能である。また、希望する学生には、教職大学院在学中の2年間、タブレット端末(iPad)を1人1台無償で貸し出している。プリンタは、生涯教育総合研究棟に院生用のものとして2台配備しているほか、遠隔地での実習用にモバイルプリンタも保管している。

3) ソフトウェア

コミュニケーションアプリである Slack のビジネスプラスプランを契約し、実習記録の投稿と交流に活用している。ワークスペースは M1・M2・修了生用の3つを運用している。ワークスペース内で各院生の投稿する実習記録から自動的に時間数を集計するシステムにしていることから、実習の経過をリアルタイムに相互確認することが可能である。

また、希望する院生には教育アプリケーションであるロイロノートのアカウントも貸し出している。同サービスは教育学部・教育学研究科として株式会社 Loilo から無償貸与されているものであるため、実習校等の外部利用は行なえないが、実習に向けた操作練習などで各院生が活用している。

《必要な資料・データ等》

資料 68 施設・整備等確認資料

観点 5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教育実践研究棟（旧教育実践総合センター）に所在する総合資料室は、後述の中央図書館とは別個に教育関係に特化して文献や資料を所蔵しており、学生は教科書・指導書や、国内の教員養成大学や都道府県立教育センターの論文・紀要、教職大学院関係資料等を利用可能で、貸し出しも行っている。また、教育関係の雑誌や新聞も定期購読されていたり、蔵書検索や資料収集を行ったりすることができる（資料 69）。

鹿兒島大学附属図書館（中央図書館）を利用することも可能で、平日の開館時間は8:30～21:30（休日・祝日10:00～18:00）である。学生の貸出冊数は図書が20冊、雑誌が3冊までで、貸出期間は図書で30日、雑誌で2日となっている。附属図書館には、パソコンやプリンターが設置されているほか、グループ学習の際に利用できる「グループ学習室」、視聴覚教材を視聴する場合に利用できる「AVコーナー」、自学自習ができる「研究個室」等が設置されており、教職大学院の学生や教員が日常的に活用している。

また、附属図書館の本学ウェブサイトには、「まなぶた Search」「ブックマ Catalog」「鹿兒島大学リポジトリ」等の検索機能があり、研究やレポートの作成等に利用できるようになっている（前掲資料67）。

《必要な資料・データ等》

資料69 鹿兒島大学教育学部附属教育実践総合センター案内リーフレット

前掲資料67 鹿兒島大学附属図書館（中央図書館）利用案内リーフレット

観点5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

[観点到係る取組・改善等の状況]

該当なし

《必要な資料・データ等》

なし

観点5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

[観点到係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の教育研究費については、学部主担当教員も含め、全教員に均等配分される仕組みである。

なお、教職大学院の特色ある取り組みについては、「大学院特別共通経費」として、独自に予算が確保されている。そこでは、各実習や教職課題研究Ⅱ（現職教員学生の所属校を訪問しての指導）の旅費や、修了生の勤務校等における研修をサポートする修了生支援事業、教職大学院における学習成果を1年次生と2年次生が公表する成果報告会に関する予算に加え、広報に使用するリーフレットの予算が計上されている（資料70）。さらに、離島などにおける実習（重点領域実践実習Ⅰ・特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ）にて主に使用する Mobile ルーターの予算も計上されている。

また、学長裁量経費（経営戦略経費）から、本教職大学院の取り組む様々な事業や教育研究環境の維持に必要な経費が支出されている。令和5年度の経営戦略経費においては、事業名「教職大学院における次世代型教育の研究環境整備事業」が採択された（資料71）。これにより、院生研究室には備品や什器類、教材開発室には大型モニターや可動式の机等が整備されている。

《必要な資料・データ等》

資料70 大学院特別共通経費

資料71 令和5年度経営戦略経費 成果報告書

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院の教育研究組織、教育課程に対応した施設・設備、ICT環境、図書等の教育研究上必要な資料が整備されており、有効に活用されている。学生が自主的に学習できる学生研究室が整備され、効果的に利用されて

いる。実践的な研究を行う上で必要な書籍や学術誌、教科書等は、附属図書館や教育学部内に配置されたものを利用できる。

また、教職大学院独自の予算や、学長裁量経費の獲得など、予算面においても必要な経費が投じられている。

以上のことから、本基準を十分達成していると判断できる。

基準領域 6 教育研究実施組織**基準 6-1**

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能しているか。

観点 6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院には、研究教育上の管理運営を担う中核的な組織として「学校教育実践高度化専攻運営委員会」があり、その下に「教務委員会」、「学生生活委員会」、「実習検討委員会」の3つが設置されている（資料 72）。

学校教育実践高度化専攻運営委員会は、学校教育実践高度化専攻の専任教員とみなし専任教員、専攻運営委員会が必要と認めた者（事務職員等）で構成され、入学試験やカリキュラム等の重要事項について審議を行う。

教務委員会、学生生活委員会、実習検討委員会は専任教員から構成され、事務職員も陪席して月 1 回開催される。その後、専任教員全員で共有すべき事項については教員会議に報告し、審議する。その後、専攻運営委員会に上程し、研究科としての審議が必要なものについては研究科委員会で承認または報告される。

教務委員会は、①教務日程・教育課程、②学生指導体制・成績評価、③入試（広報）、④ICT（eポートフォリオ等）管理、⑤学生の異動（休学、退学、長期履修等）に関することを審議する（資料 73）。

学生生活委員会は、①就職支援、②修了後のフォローアップ、③各種アンケート、④奨学金獲得・免除申請、⑤FD推進に関することを審議する（資料 74）。

実習検討委員会は、①実習計画、②実習体制、③実習オリエンテーションの企画・実施、④実習校との交渉・協議の計画立案に関することを審議する（資料 75）。

このほか、「FD会議」が月 1 回実施されるが、この会議は学生生活委員長が座長となり、学生の学修や適応状況について情報共有を図ったり、授業改善のための授業リフレクションを行ったりしている。また、現職教員学生の授業料免除及び実習単位の免除に係る委員会として 5 人の委員から構成される「特別審査委員会」も設置されている（資料 76、前掲資料 30）。

他方、学外の意見を取り入れるために「鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会」が設置されている。本協議会は大学内の者だけでなく、鹿兒島県教育委員会の教育次長、総務福利課長、教職員課長、義務教育課長、高校教育課長、鹿兒島県総合教育センター所長等や、鹿兒島市立田上小学校長、鹿兒島市立伊敷中学校長が構成員となっている（前掲資料 48）。また、同協議会の下に置かれている「実習連携プロジェクト部会」では、実習に係る受入校への説明と意見交換を行っている（前掲資料 50）。

《必要な資料・データ等》

資料 72 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻運営委員会規則

資料 73 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教務委員会規則

資料 74 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻学生生活委員会規則

資料 75 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻実習検討委員会規則

資料 76 鹿兒島大学教職大学院特別審査委員会規則

前掲資料 30 学校教育実践高度化専攻における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する規則

前掲資料 48 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会規則

前掲資料 50 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会実習連携プロジェクト部会要項

観点6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教員組織の編成にあたっては、学校教育の現状や課題を俯瞰・分析できる資質及び地域の特性を活かしてそれらの課題を具体的に解決するための実践力、及び他者と共同して活躍できる高度な教育専門職を養成できる教員組織であることを重視している。この点を重視し、本教職大学院では令和7年5月現在、専任教員として研究者教員6人（教授3人、准教授2人、助教1人）と実務家教員6人（教授1人、特任教授2人、准教授3人）を配置している（現時点では研究者教員が大学理事に昇格したため教授1名分が欠員状態）。また、令和3年度からは女性教員1人（令和6年度は2人）を含む配置に改め、女性教員の割合を改善する取り組みを続けている。

加えて、本学教育学部附属学校及び鹿児島県総合教育センターからみなし専任教員（実務家教員）を8人配置している（附属小学校2人、附属中学校2人、附属特別支援学校2人、鹿児島県総合教育センター2人）。加えて、学部に軸足を置く教員（令和7年度前期及び通年開講科目では28人）がその専門性を活かして授業科目を提供している。開設科目（専任教員が担当する令和7年度前期及び通年開講科目）の約9割が研究者教員と実務家教員の共同で実施されており、本教職大学院の理念の実現をしっかりと支えている。

研究者教員には、各分野で優れた研究業績を有し、教員養成だけでなく、学校現場での実践研究を継続的にやっている者を配置している。また、いずれの教員も、学校現場と関わり、精力的に教員研修などに関わっている。

実務家教員は、鹿児島県教育委員会との人事交流により期限付きで派遣される専任教員3人（いずれも教頭あるいは行政経験あり）、及び鹿児島県教育委員会及び校長経験者で高い専門性と指導力を有する専任教員3人（教授1人、特任教授2人）から構成されている。学校現場での実習のみならず、授業や研究指導でもその資質と協働性を発揮できる者を配置している。平成19年度から鹿児島大学教育学部は鹿児島県教育委員会との間で交流協定を結び、人事交流を進め、実務家教員を附属教育実践総合センターに配置し、およそ3年ごとに半数を入れ替えることで、学校現場との流動性を高めてきた。平成29年度に本教職大学院を設置した際には、その流れを活かした形で附属教育実践総合センターから本教職大学院配置となるよう教員組織を構成した。開設後、4人が鹿児島県教育委員会へ異動し、3人が鹿児島県教育委員会から本教職大学院に異動するなど、現在も安定的に交流は推移している。

上述したように、研究者教員と実務家教員は、授業を一緒に担当するとともに、1人の学生に対して、3人で指導チームを構成している。編成にあたっては、研究者教員及び実務家教員が必ず1人は入るようにしている。この編成を通して理論と実践の融合という観点から、学生の力量形成を図っている。

《必要な資料・データ等》

前掲資料6 3回目指導チームの編成一覧表

観点6-1-3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院における専任教員の採用及び昇格等については、「鹿児島大学教員の選考に関する規則」「鹿児島大学教員の資格に関する規則」、及び教育学系における「鹿児島大学教育学系教員選考規則」に定められた基準や手続きのもとで行っている。学系の規則においては、学系の研究者教員と実務家教員の採用について、教授及び准教授の採用基準を定めており、教職大学院の教員の採用や昇格もこれらをもとに実施している。

研究者教員の採用及び昇格については、原則として、専門職大学院設置基準等に定められる教員定数を下回る事が予測される場合に、学系長が教職大学院に係る人事計画を立て、採用あるいは昇格の人事を行っている。例えば、前回の認証評価以降では、まず改組後の令和3年度末に研究者教員1名の異動があり、令和4年度に1名の新規教員の採用を行なった。また、令和6年度9月より、1名の専任の研究者教員が大学理事に昇格したため、教授の定数を満たす必要が生じ、昨年度中に教授公募を実施し、令和7年6月1日より教授に1名が昇格した。しかしながら、依然、定足数は満たしていないため、新規の採用人事を進めているところである。

実務家教員の採用については、まず教授の場合、本学及び学系の採用規則を満たし、かつ教職大学院の授業科目や実習の担当が可能な業績を持つ方を、鹿児島県採用で役職定年を経た教員から紹介いただき、学内審査を経た上で採用している。准教授の場合は、鹿児島県教育委員会との交流人事となるため、本学及び学系の採用規則を満たし、かつ教職大学院の授業科目や実習の担当が可能な業績を持つ方を推薦いただき、学内審査を経た上で採用している。実務家教員の採用については、教育学部長と県教育庁との定例の意見交換の場でも、教職大学院の現状や課題について十分に説明をした上で、鹿児島県教育委員会に検討いただいている。

授業担当教員の配置については、共通科目・実習科目・省察科目においては複数の教員による担当、研究者教員と実務家教員の協働によって運営されるよう、授業担当者の配置を行なっている。とくに実習科目については、実務家教員のみが実習担当となることのないように、実習科目の主担当に加え、担当、省察担当を置き、各実習において研究者教員と実務家教員が学生の学びの状況を確実に把握するようにしている。また、成績の評価においても、実習科目の主担当が評価を担う部分とその他の教員が評価を担う部分はあるにしても、すべての教員が実習の成績評価に携わるようにしている。

《必要な資料・データ等》

資料 77 鹿兒島大学教員の選考に関する規則

資料 78 鹿兒島大学教員の資格に関する規則

資料 79 鹿兒島大学教育学系教員選考規則

観点 6-1-4 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の専任教員には修士課程の負担はなく、学部についても全学共通教育の担当時間の軽減措置等が講じられている。本教職大学院の授業においても、多くの授業を研究者教員と実務家教員が協力して実施する体制としていることで、特に専任の実務家教員の授業準備や授業マネジメントの負担が軽減されており、負担の分散による実質的な軽減が図られている。また、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校の教員や鹿児島県総合教育センターの研究主事が、みなし専任教員として授業に加わることで、内容充実に貢献するのみならず、専任教員の負担軽減の一助となっている。

また、実習のマネジメントについては、教育現場に精通した実務家教員が中心となることで研究者教員の負担を軽減している。たとえば、離島へき地に赴く実習では、移動も含め数日間の日程となるため、実務家教員が学生の引率をはじめ、市町村教育委員会や連携協力校との交渉及び連絡調整の中心となることで、研究者教員の負担を軽減している。

さらに、学生指導においても、指導チームは研究者教員と実務家教員が必ず混在するように編成しており、教育効果の面のみならず、負担分散の面でも一助となっている（前掲資料 21）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 21 令和7年度修了予定者_指導教員チーム一覧

(基準の達成状況についての自己評価：A)

重要事項を審議する学校教育実践高度化専攻運営委員会ほか各種委員会等が関連諸規定のもと適切に設置・運営され、それを支える事務体制・事務職員も機能している。

教員数は、設置基準の規定数については一部満たしていないが改善にむけて対応に取り組んでおり、実務家教員割合の要件については満たしている。開設授業科目については、専任教員が適切に配置されている。教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、実践的な力量形成を意識した教育が行われるような組織となっている。さらに実務家教員については、鹿児島県教育委員会との人事交流によって定期的に入れ替わることで、実践現場との流動性を高めている。また、教員が担当する専門分野については、教育上の経歴及び経験、指導能力を有することが適切に開示されている。

授業運営においては、研究者教員と実務家教員が協働することによって、実質的な負担分散が図られている。また、実習運営においては市町村教育委員会や連携協力校との連絡調整等の役割を分担し、協力し合いながら業務を遂行しているため、互いの負担軽減に寄与している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断できる。

基準6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

観点6-2-1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教員への研究支援の一つとして、大学全体で実施されている「科研費申請アドバイザー制度」を挙げることができる。本教職大学院の教員も、この制度を利用し、科研費の審査委員経験、採択実績等を持つ本学名誉教授や現任教員のアドバイザーから、研究計画調書の書き方や内容等に係る指摘・助言を受けることができる(資料80)。

また、実務家教員と研究者教員とが共同し、研究活動に取り組んでいる。その例として、組織的に検討を重ねながら資料等を作成した日本教職大学院協会研究大会における実践成果研究発表が挙げられる(資料81)。また、教職大学院の講義において実務家教員と研究者教員とが共同して指導等を行っているが、この環境を活用した両者の共同研究が実施されている(資料82)。例えば、本教職大学院の特色でもある重点領域実践実習Ⅱ(特別支援学校における実習)の省察活動において導入されているナラティブ・アプローチを取り上げ、学生たちの経験や学びを明らかにすることを試みた研究や、理論と実践の往還を図ることを企図した講義デザインと、講義の成果及び課題に関する研究などが実施されている。このように、実務家教員と研究者教員とが、研究活動を通して理論と実践の往還を自ら進めている。

《必要な資料・データ等》

資料80 令和8年度科研費アドバイザー制度_ポスター

資料81 日本教職大学院協会実践研究成果集(H30年度&R4年度鹿児島大学報告箇所抜粋)

資料82 共同研究リスト(実務家と研究者)

観点6-2-2 教職員の協働によるFDの活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教育研究環境の整備及び学生支援を教職員協働で行うために、本教職大学院内の学生生活委員会が企画・運営し、学生の学習、生活全般にかかわる状況等を把握した上で、全専任教員が所属するFD会議を毎月開催し、可能なものから改善を行っている。(資料83)

学生の教育研究及び学生生活等に係る状況把握とその対処については、以下のとおりである。まず、年4回各ターム終了後に無記名で実施している「FDアンケート」である。(前掲資料36、前掲資料37)このアンケートは、授業とシラバスとの適合性、現在の教育課題への対応性、各学生のニーズ、授業と実習のバランス、指導体制、学習環境・施設等についての調査項目から構成され、4段階評定からなる選択式の回答と自由記述式の回答を求めるものである。その他、学生と対面で状況を把握する機会として、学生個別に懇談する「教育相談Day」を年2回(6月、12月)、学生からの任意の相談に対応する「オフィス・アワー」を必要に応じて実施している。これらのアンケートの回答結果や対面で収集した相談内容は、学生生活委員会の担当者が集計分析し、FD会議において教員間で共有されている。(資料84、資料85)

FD会議においては、学生の研究室使用に係る施設及び設備、学部卒学生と現職教員学生の協働での学び、演習(討議)形式の授業、実習科目についての運営上の課題、各授業で課される課題の時期等について、学生の満足度や改善の必要性の有無といった観点から協議を行っている。教員の指導にかかわる部分については、それぞれの教員が共同担当者と授業をふりかえり、年次毎に改善を加えていく「授業リフレクションシート」の視点として活用している。(資料86)また、年1回FD会議において教員の代表が授業実践について説明を行い、授業の工夫等について意見交流し授業改善につなげている。授業以外についても、改善を要する事項や内容が見出された場合には、各委員会あるいは授業・実習担当者が改善案や対応策を検討し、FD会議において報告している。

学生に対するフィードバックとして、教員及び1・2年生が一堂に会し、教職大学院の学びの充実について話し合う「FD座談会」(8月)、修了生を交えての「交流会」(3月)、及び1年生においては各週の「連絡タイム」等において要望に対する対応を説明している。(資料87、資料88)

以上述べてきたように多角的にFDの推進を図っており、年度末に1年間の教職員協働によるFD活動を「FD・SD報告書」にまとめ、教員の振り返りに活用すると共に、教職大学院のWebページにもアップロードし広く公開しているところである。(前掲資料38)

《必要な資料・データ等》

資料83 令和6年度FD会議議題記録

前掲資料36 令和6年度FDアンケート質問項目一覧

前掲資料37 令和6年度FDアンケート調査結果

資料84 令和6年度教育相談Day記録

資料85 令和6年度オフィス・アワー実施要項

資料86 令和6年度授業リフレクションシート

資料87 令和6年度FD座談会実施要項

資料88 令和6年度交流会実施要項

前掲資料38 令和6年度FD・SD報告書

観点6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教育研究上の目的を達成するため、教育研究環境の整備及び学生支援について教員と事務職は常時連携を図っている。特に文部科学省、教職員支援機構、日本教職大学院協会、鹿児島県教育委員会等への対応に関する事務業務、及び学生管理及び教育課程管理をはじめとして、課程認定等に係る業務、学内規約改定、入試業務等の対応について、教員と連携をとり円滑な事務運営が遂行できている。教職大学院の規則に規定された各委員会においても事務職員が出席し、上程された議題について必要な情報提供を行うなどしており、委員会の議事進行に貢献している。

教員と事務職員の連携において、特に力を入れているのが学部卒学生へ対する就職支援と入学志願者の確保である。学部新卒生については、入学当初から、教員採用試験の受験状況及び今後の志望先について聞き取りを行い、学生係と連携して必要な情報提供を行いながら採用試験に向けての準備を進めさせている。入学志願者の確保については、令和6年から教員と事務職員の代表が魅力ある教職大学院づくりについて協議し、教育内容の充実や施設・設備の整備の方向性について共通認識を持つ場としている。具体的方策として、協議した内容を基に他大学教育学部や本学学部学生への教職大学院の周知について具体的な手立てを検討し、実行に移している。

(前掲資料 61)

《必要な資料・データ等》

前掲資料 61 令和6年度 SD (スタッフ・ディベロップメント) 会議記録

(基準の達成状況についての自己評価：A)

教育研究上の目的達成を念頭に、教育研究環境の整備及び学生支援を実施してきており、教職員協働の教職大学院の改善は着実に進んできている。特に、学生支援については多角的な状況把握と組織的な対応がなされており、「FD アンケート」において「授業等の教員の指導体制は適切でしたか」と問う設問においては、全院生が「どちらかという当てはまる」「当てはまる」の回答を得ており、これまでのFD アンケート結果を基に授業や環境整備などの改善について学生が理解を示していることが示唆される。(前掲資料 37)

これまでも教職大学院業務において学生の教育研究上の協働体制を取ることはできていたが、教職大学院の使命や魅力を学内外に発信し、本教職大学院の教育内容の充実を図る体制を構築することができている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断できる。

基準領域 7 点検評価と情報公表**基準 7-1**

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点 7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学では「国立大学法人鹿兒島大学における内部質保証に関する規則」及び「国立大学法人鹿兒島大学における組織の自己点検・評価に関する実施要項」に基づき、自己点検・評価を実施している。教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制を整え、教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その情報を社会に公表している。

本教育学研究科においては、「教員養成に係るカリキュラムの改善等に関する自己点検・自己評価に関する申合せ」に基づき、各点検・評価項目に応じて、教育学研究科内に設置した学校教育実践高度化専攻教務委員会・学生生活委員会・実習検討委員会において、毎年度又は3年に1回、自己点検・評価を実施している。その結果を教育学研究科学校教育実践高度化専攻運営委員会で審議後、教育学研究科長に報告し、教育学研究科委員会で審議した上で、全学の教員養成カリキュラム委員会に報告する。同委員会で取りまとめた自己点検・評価については、大学運営会議及び教育研究評議会の議を経て、学長に報告し、「教員養成の状況に関する情報の公表」として大学ホームページ上で公開している。

学生対象には、各ターム終了時に「FD アンケート」という無記名の自己記入式アンケート調査を年4回実施している。改善を要する事項や内容については、各委員会や授業・実習の担当者が改善案や対応策を検討した上で、調査の分析結果や対応策について情報提供し、教員間及び学生との意見交換を定期的に行い、教職課程に学生の意見を反映するように取り組んでいる。

学外関係者の意見や評価については、鹿兒島県教育委員会関係者と本学教育担当理事のもとに「鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会」を年1回開催し、教育課程実施の連携・協力に係る具体的な事項等の意見や提案事項等について、学長へ報告している。特に実習については、同協議会の専門部会として「実習連携プロジェクト部会」を設置し、連携協力校や関係機関と、年度末に開催して、当該年度の実習に係る評価及び改善事項、翌年度の実習に関する連携・協力について意見交換を行い、実習等に反映している。さらに「鹿兒島県総合教育センターとの連携協力協議会」も年1回開催している。これらの学外者との会には、教職大学院の多くの教員が出席又は陪席して、鹿兒島県教育委員会や鹿兒島県総合教育センター等との連携のあり方を協議するとともに、本教育学研究科への要望や意見を積極的に聴取し、自己点検・評価に反映している。

《必要な資料・データ等》

資料 89 国立大学法人鹿兒島大学における内部質保証に関する規則

資料 90 国立大学法人鹿兒島大学における組織の自己点検・評価に関する実施要項

資料 91 国立大学法人鹿兒島大学教員養成カリキュラム委員会規則

資料 92 教員養成に係るカリキュラムの改善等に関する自己点検・自己評価に関する申合せ

前掲資料 87 令和6年度FD座談会実施要項

前掲資料 48 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会規則

前掲資料 50 鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会実習連携プロジェクト部会要項

前掲資料 52 鹿兒島大学教育学部と鹿兒島県教育委員会との連携協議会の令和6年度の出席者、次第

(基準の達成状況についての自己評価：A)

教職大学院の教職課程の自己点検・評価については、本学の内部質保証に関する規則等に基づき、定期的な点検・評価を組織的に実施している。学生や学外関係者の意見や評価も点検・評価に反映している。その結果は、大学ホームページで公開するとともに、研究科委員会で情報共有し、改善に向けた取り組みにつなげている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

観点 7-2-1 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) ホームページでの公表

教職大学院のホームページにより、年間行事予定表、進学説明会、入学試験、成果報告会の案内を告知している。また所属教員の研究テーマ等は大学ホームページの研究者総覧で閲覧可能である。

また外部からの問い合わせには、教務係が対応している。

(2) 郵送による案内

成果報告会の案内、成果報告書は県内各自治体の教育委員会及び各学校に郵送している。なお、成果報告書は令和7年度からweb上のみとなる。そのため、より広範囲に告知が可能になる。

(3) 院生の実習校・勤務校への案内

院生の実習校、勤務校には、担当教員が訪問し、指導する院生の教職大学院での学びの内容及び研究成果を年度末に報告している。また実習校、勤務校の管理職には研究成果に興味、関心をもっていただいております。最終成果報告会に参加いただいております。

(4) 日本教職大学院協会の年次大会での発表

毎年、院生の中から代表者を一人決めて年次大会への発表を行っている。発表者は他大学の発表などの成果を持ち帰り、他の院生に積極的に還元している。

(5) 成果発表会での参加者について

成果報告会には外部からの参加者が多い。修了生、教育行政機関、現職教員学生の勤務校、通常の公立学校から多くの参加者を得ている。これらの成果は情報公表活動の結果であると考えている。

《必要な資料・データ等》

資料 93 最終成果報告会のポスター

(基準 7-2 達成状況についての自己評価：A)

教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を広く社会に公表するための積極的な発信についての基準 7-2 に関しては十分に達成していると判断できる。

Ⅷ 法令要件事項の確認

法令要件事項（チェック式等により確認する事項）

	チェック欄 (該当 ☑)	項目	根拠法令等	評価 基準、 観点等	根拠資料等
1	☑	教育課程連携協議会の設置、産業界等(教育委員会)との連携による教育課程の編成、実施・評価	専門職大学院設置基準第6条第3項、第6条の2	2-1 4-1	鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会規則(前掲資料48) 鹿兒島大学教職大学院教育課程連携協議会議事要旨(前掲資料45)
2	☑	5領域についての授業科目(共通科目)の開設 (1)教育課程の編成及び実施に関する領域・・	平15年告示第53号第8条第1項	2-1	(基礎データで確認)
3	☑	1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限の設定	専門職大学院設置基準第11条	2-2	鹿兒島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻履修要項(資料94)
4	☑	修了要件単位数(45単位以上)うち実習10単位以上	専門職大学院設置基準第29条	2-1 2-4	鹿兒島大学大学院教育学研究科規則(資料95) 令和7年度履修案内(前掲資料1)
5	☑	学生に対する評価及び修了の基準の明示等	専門職大学院設置基準第10条第2項	2-4	鹿兒島大学大学院教育学研究科規則(資料95) 令和7年度履修案内(前掲資料1)
6	☑	専任教員数	平15年告示第53号第1条 教科教育関連 26年告示161号	6-1	(基礎データで確認)
7	☑	必置専任教員数に対する実務家教員数(4割以上)	平15年告示第53号第2条第5項	6-1	(基礎データで確認)
8	☑	必置実務家教員のうちみなし専任教員の割合(3分の2の範囲内)	平15年告示第53号第2条第2項	6-1	(基礎データで確認)
9	☑	みなし専任教員の業務要件(授業担当年間4単位以上ほか)	平15年告示第53号第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	(基礎データで確認)
10	☑	必置専任教員のうち教授の割合(必置の専任教員の半数)	15年告示53号第1条第7項	6-1	(基礎データで確認)
11	☑	SD研修に該当する機会の設定等	大学院設置基準第9条の3第1項	6-2	鹿兒島大学大学院学則(資料96) 令和6年度FD・SD活動報告書(前掲資料38)

○ 項目□に際して、特に記述を要する事情等

令和6年9月1日付で教授1名が異動したため、本教職大学院における教授の必要数7名に対して、現況票に記載しているとおり5月1日現在で1名の欠員を生じている。異動後速やかに後任人事の公募を行い、令和7年6月1日付で本学教職大学院准教授が教授となり、教授必要数を満たした。今後、専任教員1減について、後任人事を行う予定である。